平城京朱雀大路発掘調査報告

1982

奈良国立文化財研究所

序

奈良盆地北端に建設された平城京は、古くから盆地を南北に貫通する三本の古道のうち、盆地中央の「下ッ道」を軸としてこれを「朱雀大路」にあて、さらに縦横に大路を配して南北4.8km、東西5.9kmにおよぶ本格的都城を形成していた。

なかでも、朱雀大路は、南端に京の正門として羅城門を開き、北端の宮城正門の朱雀門と羅城門を結ぶ全長約3.8km、幅員90mの大規模なメインストリートであり、京の象徴的な役割りを荷っていた。

現在でもなお、水田畦畔等の地割に90m幅の朱雀大路痕跡を良好に残しているが、近年の都市化の進行、特に大宮通を中心にした市街地の拡大は著しく、保存対策を早急に講じる必要が生じている。

当研究所においては、平城宮南面の築地大垣を一部復原し、あわせて宮南面に沿う二条大路の修景整備を本年度に行った。朱雀門の復原についても近い将来に計画しなければならないが、このたび、奈良市によって行われた大宮通北側における朱雀大路の発掘調査は、朱雀大路復原整備計画及び、平城宮全体の保存整備とも関連するもので、ここにその調査結果を報告し、これらの整備事業の早期実現を望む次第である。

昭和58年3月31日

奈良国立文化財研究所長
坪　井　清　足

挿　図　目　次

fig. 1　平城京朱雀大路発掘調査位置図…… 1
fig 2　発掘区周辺の地形と条坊…… 2
fig. 3　発掘区周辺航空写真…… 3
fig 4　遺構平面図（1／150）…… 5
fig 5　発掘区土層断面図（1／80）…… 5
fig 6　発掘区全景（東から）…… 6
fig 7　東トレンチ（西から）…… 6
fig 8　西トレンチ（東から）…… 7
fig 9　朱雀大路東側溝（北から）…… 7
fig 10　朱雀大路東側溝ほか出土土器…… 9
fig 11　包含層出土土器（土師器）……11
fig 12　包含層出土土器（須恵器）……12
fig 13　包含層出土土器（須恵器）……13
fig.14　包含層出土須恵器……15
fig 15　軒瓦拓本……17
fig 16　軒瓦写真……17
fig 17　朱雀大路・下ツ道発掘調査位置と国土座標……20
fig.18　朱雀大路航空写真と条坊……23
fig 19　羅城門周辺発掘区配置図……25
fig 20　羅城門付近条坊復原図……25
fig.21　羅城門北西部朱雀大路西側溝・築垣（西から）……26
fig 22　羅城門西方朱雀大路西側溝（南から）……26
fig.23　朱雀大路横断面模式図……29
fig.24　昭和48年調査朱雀大路東側溝（東から）……29
fig.25　昭和48年調査朱雀大路西側溝（南から）……29
fig.26　朱雀大路中軸線方位概念図……30
fig.27　平城宮第130・143次調査遺構図……31
fig.28　平城宮跡第130次調査（東から）……32
fig.29　同　上　（北から）……32
fig.30　平城宮跡第143次調査（北から）……32

目　　次

Ⅰ　調　査　概　要…… 1

Ⅱ　遺　　構…… 4

Ⅲ　遺　　物…… 8

1　土　器　類…… 8

2　瓦　　類……16

Ⅳ　ま　と　め……19

付　　編……23

1　朱雀大路発掘調査報告（抄）

2　平城京大路関係史料

例　　言

1　本書は、平城京朱雀大路東側溝推定地で実施した発掘調査報告書である。

2　調査地は、奈良市二条大路南３丁目１－１　福丸雄三氏、同193－1　石田　瀞氏所有の水田耕作地である。

3　調査の目的は、奈良市による朱雀大路復原整備計画に基く朱雀大路確認調査である。

4　調査は、奈良市教育委員会が実施し、奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部が平城宮跡第141－25次調査として行なった。

5　調査期間は、昭和57年11月８日から同16日までの９日間、調査面積は約140㎡である。

6　本書の作成は、岡田英男平城宮跡発掘調査部長の指導を得て、Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ宮本長二郎、Ⅲ－１千田剛道、Ⅲ－２、付編１岩永省三、付編２今泉隆雄が執筆した。編集は主として宮本が担当し、石川千恵子が協力した。

7　遺構・遺物の写真は八幡扶桑、佃　幹雄が担当し、池田千賀枝が協力した。

8　朱雀大路に関するこれまでの発掘調査の概要と、朱雀大路を中心とした大路関係文献史料についての抄録を付編として採録した。

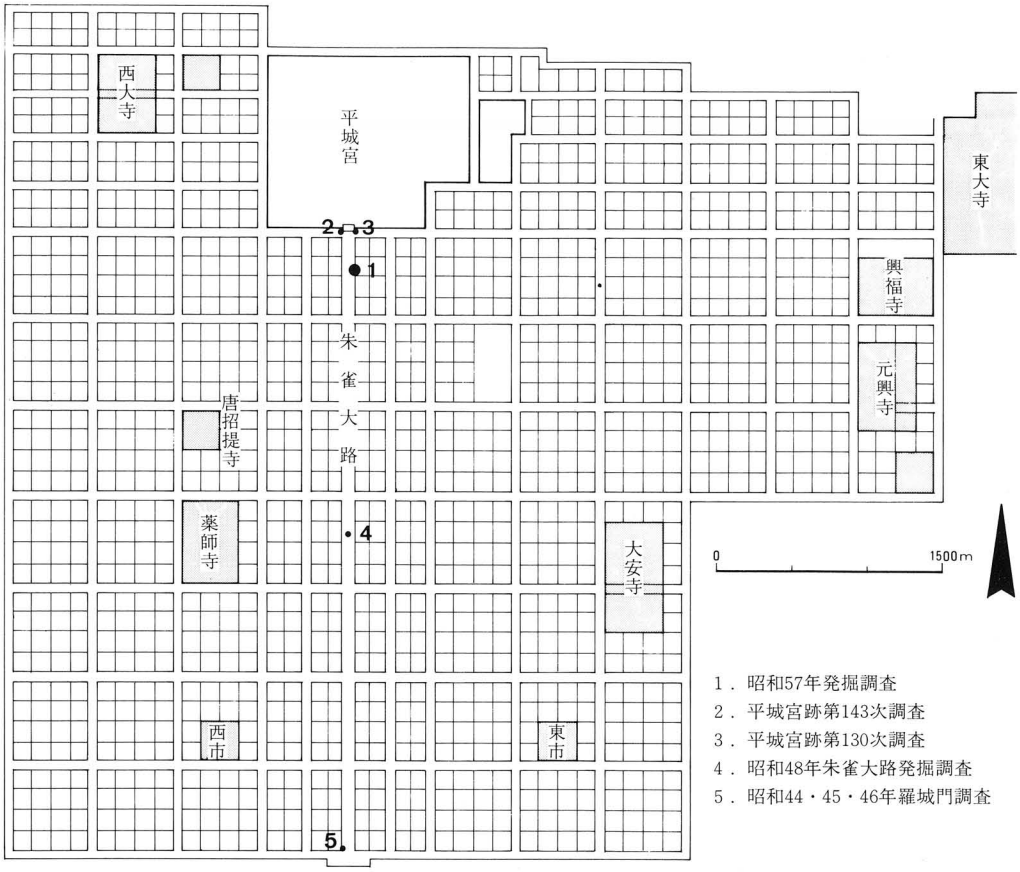

fig. 1　平城京朱雀大路発掘調査位置図

I　調　査　概　要

これまでの調査　朱雀大路は、平城京の羅城門と朱雀門を結ぶ京の中心街路であり、遺存地割や発掘調査の畜積によって朱雀大路の詳細は明らかになりつつある。朱雀大路に関連した調査としては、昭和38年度に奈良国立文化財研究所が、平城宮第16次調査として実施した朱雀門の調査がある。昭和44・45・46年度には、奈良市・大和郡山市の依頼により同研究所が実施した羅城門とその周辺の調査で、羅城門の規模を推定する資料を得、また、朱雀大路西側溝もこのときはじめて検出された。

昭和44・45年度に、奈良市は平城京保存調査会を組織して「遺存地割による平城京の復原調査」を行い、水田畦畔や水路などによって平城京の条坊を復原し、朱雀大路の幅員は、延喜式の記載（築地心々28丈）に近い規模をもつことが知られた。

昭和48年度に、奈良市は国庫金を受託して、朱雀大路発掘調査を実施した。この調査は、奈良市による朱雀大路復原整備計画のための基礎資料を得る目的で行われたもので、調査位置は、 朱雀大路が五条・六条の条間路と交叉する部分の北側にあたる。 先に行なった

fig. 2　発掘区周辺の地形と条坊

fig. 3　発掘区周辺航空写真　1：500（昭和57年撮影）

「遺存地割による平城京の復原調査」の成果を踏まえて、さらに朱雀大路発掘調査の予備調査として、遺存地割・地名による平城京の復原調査が補足充実された。

このときの発掘調査では、はじめて朱雀大路の東・西側溝を同時に確認し、道路幅員が明らかになり、遺存地割の水田畦畔は築垣の位置をほぼ踏襲していることが推定された。さらに、大路両側溝の内側には朱雀大路の前身の下ツ道の両側溝も確認されている。

昭和56年に、奈良国立文化財研究所は平城宮南面大垣の調査（平城宮跡第130次調査）に付随して、朱雀門東南方の朱雀大路東側溝と二条大路北側溝の交点を調査し、さらに翌57年には、朱雀門西側の対称位置において朱雀大路西側溝と二条大路北側溝の交点の調査（平城宮跡第143次）を行った。

以上の調査によって、朱雀大路の南端（羅城門周辺）と北端（朱雀門脇）および、その中間地点の大路の形状が明らかにされた。

今回の調査は、奈良市としては昭和49年度の調査に続く、朱雀大路復原整備のための第２回目の調査に当り、同大路の保存整備を具体的に立案する資料を得るために実施した。

調査地区概要　発掘調査地は、奈良市二条町南３丁目１－１番地　福丸雄三氏所有地と、同193－１番地 石田　瀞氏所有地である。同地は南北に細長い水田耕作地二筆が東西に並び、南は現二条通りに接し、東、西には建物が建ち、二条通沿いにあっては、残り少ない水田耕作地の一画となっている。

両水田の中央の畦畔は、朱雀大路の東を区画する遺存地割と推定される位置にあり、西半水田には大路路面と東側溝、東半区には左京三条一坊二坪の敷地西南隅にかかる遺構が予想された。したがって、朱雀門心から南約260ｍの位置に、東西いっぱいに幅５ｍ、長さ25ｍの東西トレンチを設定し、中央畦畔を残して約120㎡の発掘調査を行った。

発掘調査は、奈良市教育委員会の依頼により、奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部が担当し、調査期間は昭和57年11月８日から同16日までの９日間である。

Ⅱ　遺　　構

発掘区は、水田耕作地で、土層は上から耕作土（約20cm厚）、 床土（黄褐色粘質土、５～10cm厚）、遺物包含層（暗灰褐色粘質土層）が堆積し、遺物包含層下に遺構を検出した。

検出した遺構は、朱雀大路路面と同東側溝、左京三条一坊の坊垣築地基底部と、同坊二坪内の大土壙である。また、発掘区の東半部には中世にかかると思われる細い溝状遺構を数条と小土壙を検出したが、東端部の中世溝は奈良時代土壙と重複しているために、遺物を選別後削平した。

朱雀大路路面　発掘区西端部に約７ｍ幅の大路東端部路面と東側溝の一部を検出した。溝肩から路面まで約２ｍ程は、緩やかな傾斜をもつ。路面部には、暗灰粘土層の地山上に約10cm厚の灰黄粘土を敷き、さらにその上に灰色砂層が約15～20cm厚に堆積している。この砂

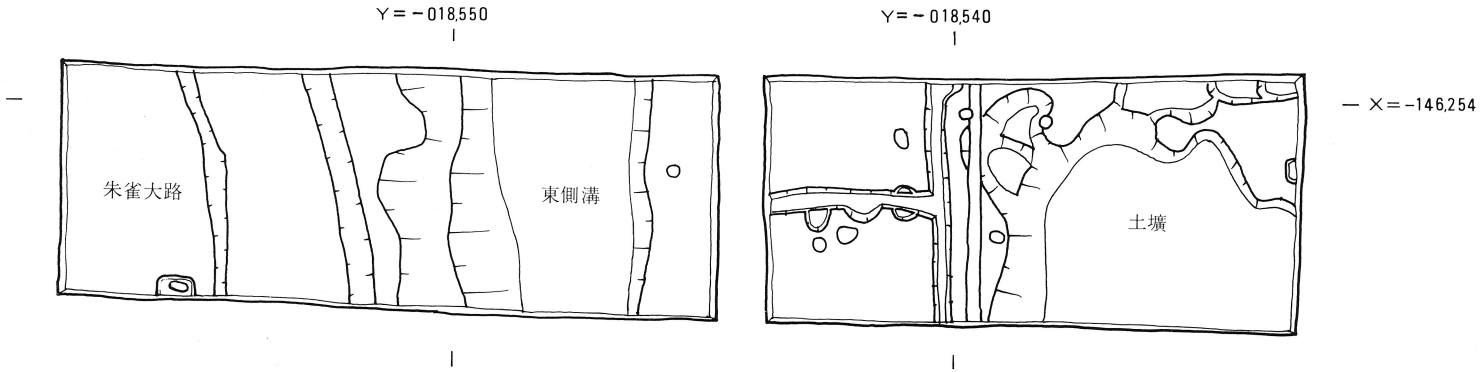

fig. 4　遺構平面図（1／150）

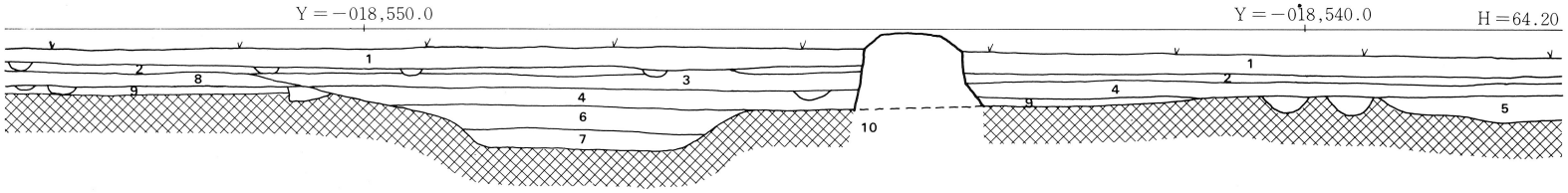

1　黒色土（耕土）
2　黄褐粘質土（床土）
3　灰色粘質土
4　暗灰褐色粘質土（遺物包含層）
5　灰褐色砂質土（土壙埋土）
6　暗灰色砂混り粘質土（溝埋土）
7　暗灰色粘質土（溝埋土）
8　灰色砂
9　黄灰色粘土
10　黄褐色粘土（地山）

fig. 5　発掘区土層断面図

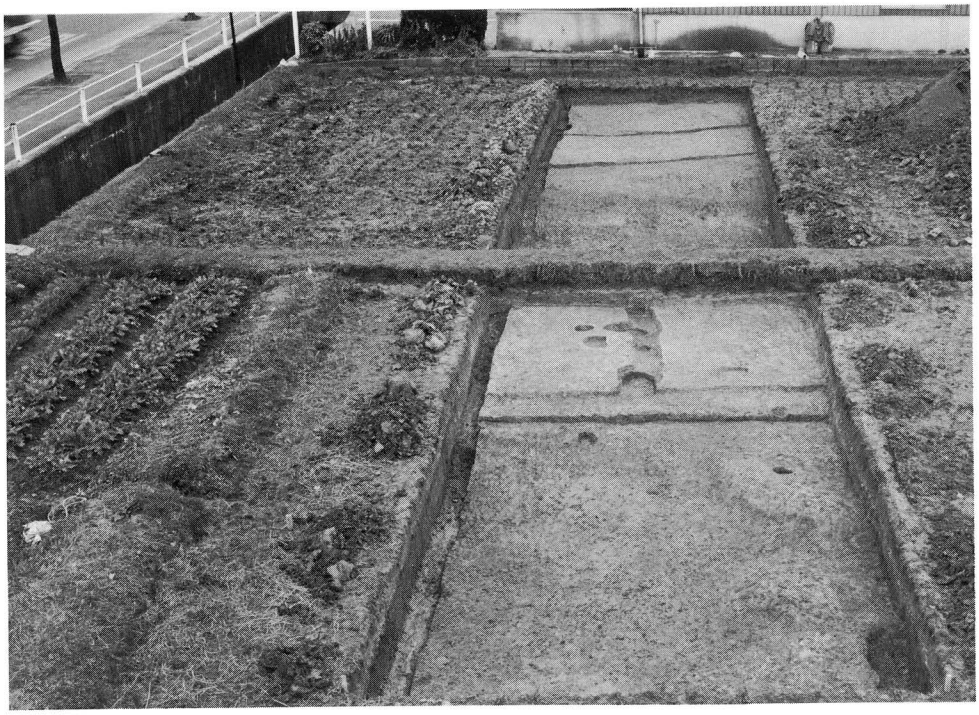

fig. 6　発掘区全景（東から）

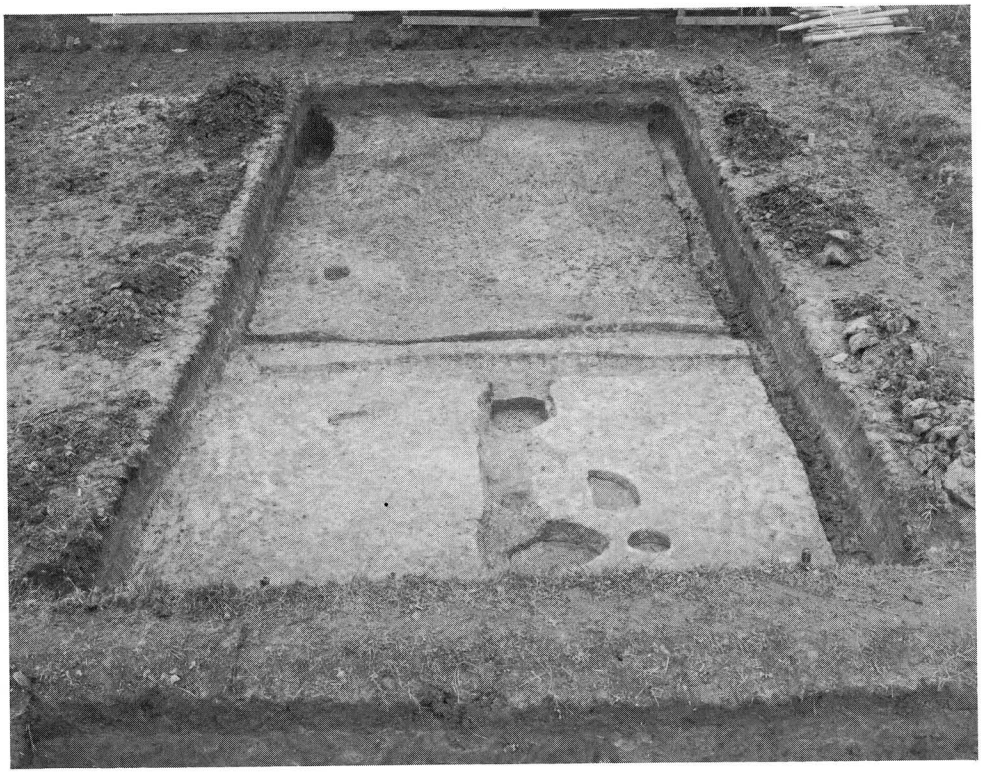

fig. 7　東トレンチ（西から）

fig. 8　西トレンチ（東から）

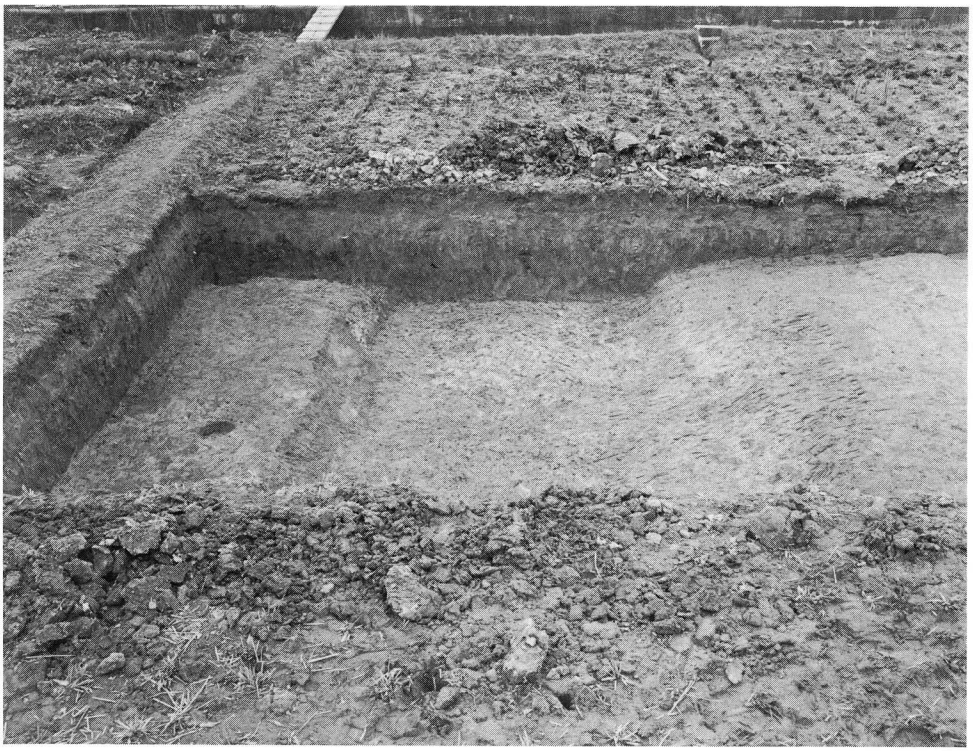

fig. 9　朱雀大路東側溝（北から）

層上には遺物包含層が無く、直接水田床土が重なるが、土層の堆積状況からみて、この砂層は大路路面に敷いていたものと考えられる。

路面上の遺構としては、側溝寄りに約2.5m間隔に２条の平行する斜行溝と、斜行溝の西に近接してトレンチ南壁に掘立柱の掘形と柱抜取穴を検出した。いずれも砂層下の灰黄粘土層上面を切込み、斜行溝内埋土は上層の灰色砂と同じである。斜行溝は溝肩が垂直に切込まれている個所が多く、車の轍痕跡とも考えられる。

掘立柱の掘形、抜取穴ともに砂の混入はなく、したがって、掘立柱は路面上に砂を敷く前の路上施設の一部かと考えられ、轍跡は砂を敷いた後の痕跡であろう。

朱雀大路東側溝　溝幅約3.6m、深さ約0.4mの素掘り溝で、底面は平たく、側壁の勾配も緩やかである。大路路面と側溝東側の築地基底部では高さを異にして、路面の方が約40cm程高い。この高低差は、路面から溝肩にかけての緩かな傾斜で処理している。

溝埋土は上・下２層に分れるが、ともに自然堆積土ではなく、同時に埋立てられた土層と考えられる。遺物も少なく、流れた跡を留めないので、廃絶時に溝の底さらえを行ったのちに埋立てたものと思われる。

築　垣　朱雀大路東側溝の東岸から水田の中央畦畔を含む６～７mの間は、遺物の出土量が少なく、畦畔の東２m幅には大路路面上と同じ黄灰粘土層を地山上に薄く敷いている状況である。黄灰粘土層は畦畔の西側にはなく、畦畔内で途切れている。畦畔内いっぱいに黄灰粘土層が及んでいるとみてもその幅は3.6mであり、大路側溝と坪内土壙間のちょうど中央に位置することから、黄灰粘土層は築垣積土の第一層または、基礎の掘込地業に相当する土層とするのが妥当である。したがって、畦畔はやや西に寄っているが、坊垣築地の遺存したものとすることができる。

土　壙　発掘区の東端の坊垣築地内部は全面に土壙が拡がっている。土壙の深さは20～30cm程で浅いが、大小様々な大きさのものが重複を繰り返して、発掘区内全面に拡がった状況を示す。土壙内からは土器片が多量に出土して、その時期は奈良時代全般にわたっている。発掘区の位置が左京三条一坊二坪内の西南隅に位置していることを考え合わせると、これらの土壙群は、坪内の厨に近いごみすて場とみることができる。

Ⅲ　遺　物

1.　土　器

土器は朱雀大路東側溝、土壙、包含層、包含層上面の溝などから出土した。

朱雀大路東側溝出土土器（fig.10-2～4・7・8）　土師器と須恵器がある。

土師器：皿Ａ１点と杯または皿類と思われる小片１点がある。

須恵器：杯Ｂ２点、杯蓋３点、皿Ａ１点、壷Ｅ１点、壷Ｋ１点がある。

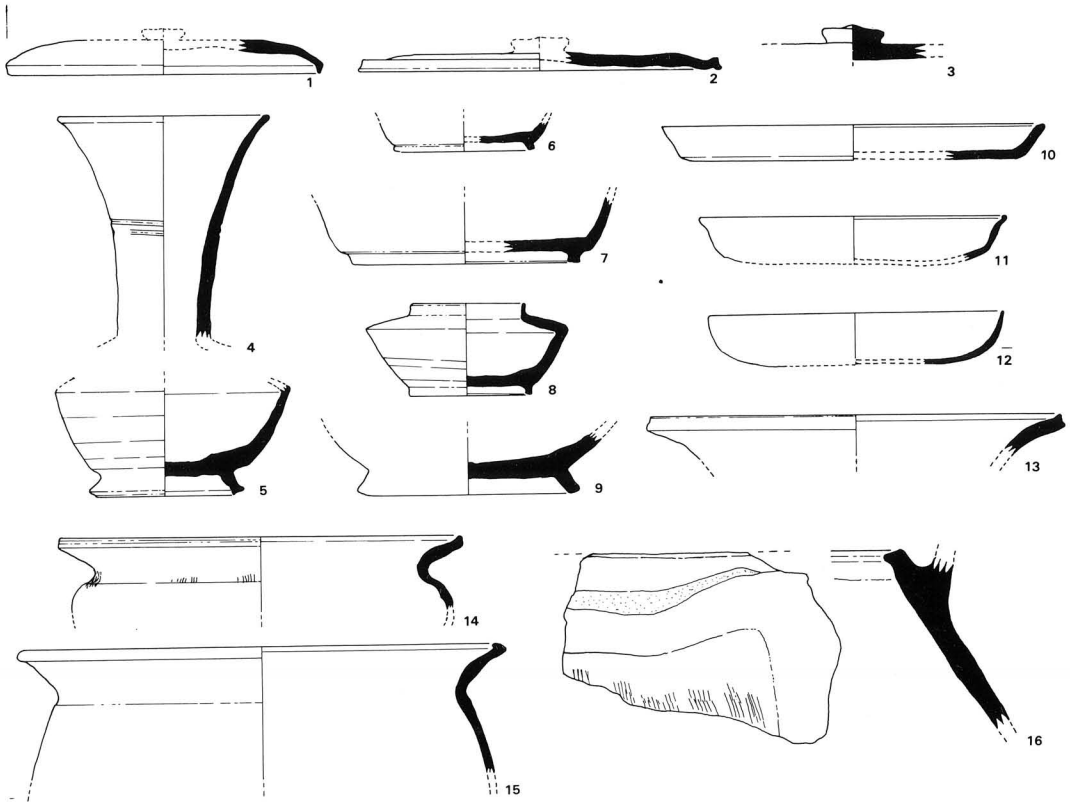

fig.10　朱雀大路東側溝ほか出土土器　1：4

杯蓋（3）はかなり大型の蓋に復原できよう。つまみの頂部は左まわりのナデ、他の天井部上面はロクロナデ、下面はナデ調整。灰色を呈し、胎土は緻密で、焼成はやや軟質。

杯蓋（2）は縁端部が強く屈曲し、全体に低平で、頂部の上面から下面縁端部にかけてロクロナデ、下面中央部はナデ調整。青灰色で、黒色微粒子を含み、やや軟質。

壷K（4）はラッパ状に大きく開く頸部のみが残る。5のような体部につくものであろう。頸部中位に沈線をラセン状に1回転半めぐらす。紫灰色で、白色・黒色微粒子を多量に含み、器表はざらつく。焼成は硬い。口径11.4cm、現存長12.0cm。

壷E（8）は、通例みられる壷Eに比して器高が低く、偏平な感じを与える。ほぼ完存する。底部外面はヘラ切りのまま、体部下半をロクロケズリとするていねいな作りである。青灰色で、緻密な胎土。硬質。口径6.1cm、 高さ4.8cm。

杯B（7）は青灰色で、胎土に黒色微粒子を多量に含み、硬質である。

東北隅土壙出土土器（fig10-10・11・15）　土師器と須恵器がある。

土師器：杯A 1点、皿A 1点、甕4点以上がある。

杯A（11）は底部の大部分を欠く破片で、口縁部は強く屈曲し、端部で内側にかるく巻きこむ。暗文はない。器面が荒れ細部の手法は不明である。赤褐色で、胎土は精良、焼きはもろい。口径16.4cm、深さ約2.6cm。

甕（10）は口径26.0cmの大型の甕である。口縁部はくの字形に外反し、端部は、小さく内側に肥厚する。保存が悪いため、体部下半にナデを認めるほかは手法を観察できない。赤褐色ないし暗褐色を呈し、白色砂粒を多量に混え、軟質である。

須恵器：杯Ｂ３点、杯蓋１点、皿Ｃ２点、平瓶１点、壷Ｅ１点、甕３点以上がある。

皿Ｃ（10）は平らな底部に直線的に開く短かい口縁部がつき、端部は内斜面をなす。保存不良で手法は不明。灰白色を呈し、胎土に細砂を含み、焼きはもろい。口径20.4cm、高さ1.8cm。

大土壙出土土器　土師器（甕１点）・須恵器（杯Ｃ１点・甕２点以上）・瓦器がある。いずれも小片で図示することができない。

包含層上面溝Ⅰ出土土器（fig.10-12・14・16）　土師器と須恵器がある。

土師器：杯Ａ１点、皿Ａ１点、甕１点、カマド１点がある。

杯Ａ（12）は底部中央を欠く小片である。保存が悪い。橙褐色で、白色微砂を含み、もろい。口径15.8cm、高さ2.8cm。

甕（14）は口縁部から肩部にかけての破片で、口縁端部が上方につまみあげた形をとる。残りが悪く、わずかに頸部に縦方向のハケメを認めるほかは、内外面とも手法は不明。黒褐色で一部赤褐色を呈する。口径21.6cm。

カマド（16）は、前面焚口の向かって右半部の小片である。外面に縦方向のハケメを残し、他はナデで調整。外面は橙褐色、内面は暗褐色で、煤が付着し、使用の跡が歴然としている。胎土には砂粒を多量に含み、焼成は軟質。

須恵器：杯Ａ１点、平瓶１点、甕３点以上がある。甕（13）は口縁部のみの破片で、口径22.0cmに復原できる。外面は灰褐色、内面は暗灰色で胎土に砂を多量に含み、焼きはきわめて硬い。外面に細かい降灰がみとめられる。

包含層上面溝Ⅱ出土土器（fig.10-6・9）　土師器（甕１点）と須恵器（杯Ａ１点、杯Ｂ１点、杯Ｃ１点、壷または甕１点）がある。図示したのは須恵器杯Ｂ（６）と須恵器壷または甕の底部（９）である。

包含層上面溝Ⅲ出土土器（fig.10-1・5）　土師器と須恵器がある。土師器には甕２点、須恵器は杯Ａ１点、杯Ｂ２点、杯蓋･2点、甕２点、壷Ｋ１点がある。須恵器杯蓋（１）と壷Ｋ底部（５）を図示した。１は直径17.0cm。

包含層出土土器（fig11～fig14）　包含層からは大量の土器が出土したが、小破片のものが大部分を占め、個体数を示すことができない。土師器と須恵器が出土した。

土師器（fig11）：杯Ａ・杯Ｂ・皿Ａ・高杯・椀Ｃ・鉢Ａ・蓋・甕・カマドがある。杯Ａ（22）は底部を欠く口縁部の小片である。口縁端部は内側に小さく巻きこむ。外面は全面にヘラケズリ、ヘラミガキを加える。内面はヨコナデで仕上げ、暗文はない。橙褐色で、

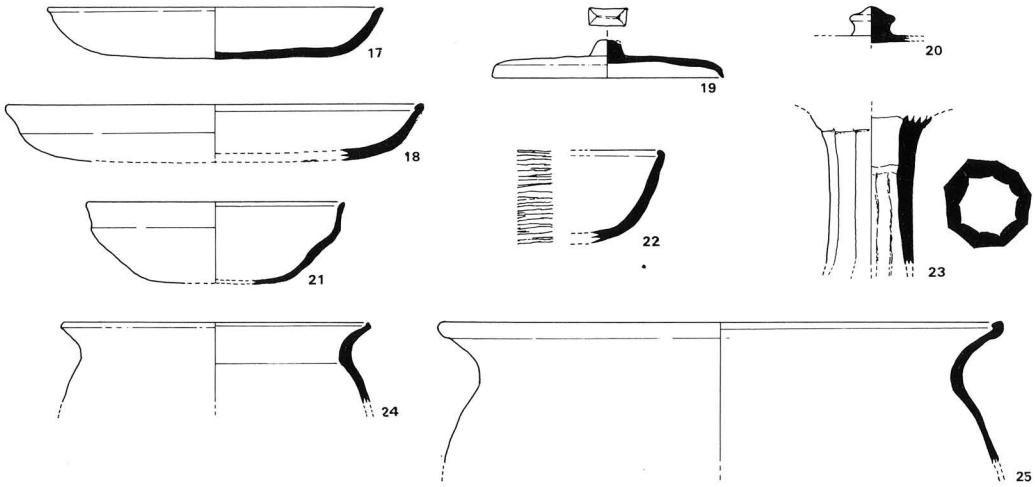

fig.11　包含層出土土器（土師器）　1：4

白色微砂を多量に含み、堅緻である。小片のため口径を復原することができない。皿Aは口径の大きなものと小さなものとがある。大きなもの18は口径22.2cm、高さ3cm。口縁端部は屈曲し、巻きこむ。内面および口縁部上半はヨコナデ、底部外面は指圧痕が残り、不調整である。暗文はみられない。外面は白褐色、内面は白褐～茶褐色を呈し、胎土は精良で軟質の焼成である。小形のもの17は口径17.8cm、深さ2.8cm。口縁端部は巻きこまず、丸みをもつ。暗文をもたない。内面および口縁部外面はヨコナデ、底部外面は指圧痕を残したままである。椀C（21）は赤褐色を呈し、白色微砂を多量に含む。焼成はもろい。保存が良くないため、手法は不明。口径13.7cm、深さ4.4cm。 蓋は一文字状のつまみをもつ小型のもの19と高い宝珠つまみをもつもの20とがある。19は、赤褐色を呈し、胎土に白色微砂を含み、軟質。保存は不良で手法不明。直径12.2cm、高さ2cm。20は橙褐色で、白色砂粒を含み、軟質の焼成。高杯（23）は脚柱部上半のみ残る。外面は縦方向のヘラケズリで9角に面をとり、内面はシボリメが残る。脚柱部は、棒を芯に用いない成形法によっていることが明らかである。橙褐色で、精良な胎土を用い、焼成は軟質。甕には大型(25)と小型(24)のものがある。25は口径30.2cm、口縁部は頸部からまるみをもって屈曲し、端部で内側へ巻きこむ。明褐色で、胎土に多量の砂粒を含む。残りがわるく、手法不明。24は、口径こ6.5cmの小形のもの。口縁端は上方に小さくつまみあげる。橙褐色で、白色砂粒を含み、焼成はもろい。保存不良で、手法の観察はできない。

須恵器（fig 12・13）：杯A・杯B・杯C・皿A・皿B・皿C・杯蓋・椀A・甕・壷A・壷B・壷K・壷M・鉢A・鉢D・高杯・盤A・平瓶などの器種がある。

杯Aは2点図示した。37は、口径12.8cm、深さ4.0cm。底部外面はヘラ切りののちロクロケズリ。ロクロケズリは底部周縁にも及ぶ。灰青色で、白色微粒子を多量に含み、焼成一は硬い。38は口径14.5cm、深さ3.6cm、 底部外面はヘラ切り痕をそのまま残す。青灰色で、黒色微粒子を含み、硬質。

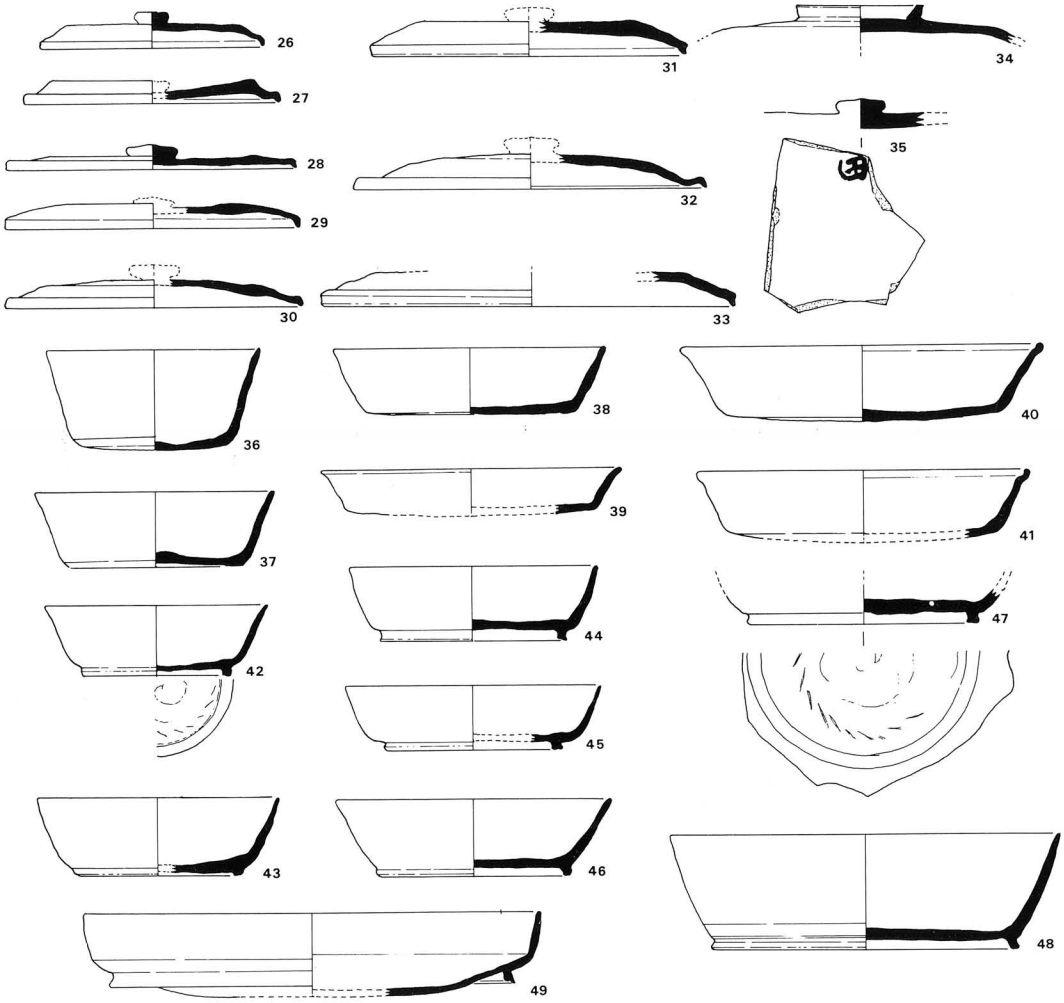

fig.12　包含層出土土器（須恵器）1：4

杯B（42～48）は7点図示し得た。口径からみるととくに大型の48を除いて、12cm前後から14cm前後のものである。43・46は高台が底部外端につき特徴的である。43は胎土に白色微粒子を多量に、黒色微粒子を少量含む。42・47・48には底部下面、高台の内側に瓜状の圧痕がめぐる。42は口径11.9cm、高さ3.8cm、43は12.9cm、深さ4.2cm、44は口径13.2cm、深さ4.0cm、45は口径13.6cm、深さ3.4cm、46は口径14.2cm、深さ4.1cm、47は高台径12.4cm、48は口径20.8cm、深さ6.0cm。 なお、47は底部内面を硯に転用しており、器面がつるつるに磨滅し、墨が付着している。

杯C（40・41）は、土師器杯Aを模倣した形態である。40は口縁端部の巻きこみが小さい。いずれも底部はヘラ切りのままで仕上げる。40は口径19.4cm、深さ4.0cm、41は口径17.8cm、深さ約3.8cm。

皿A（19）は、口径15.9cm、深さ2.5cmほどに復原できる。

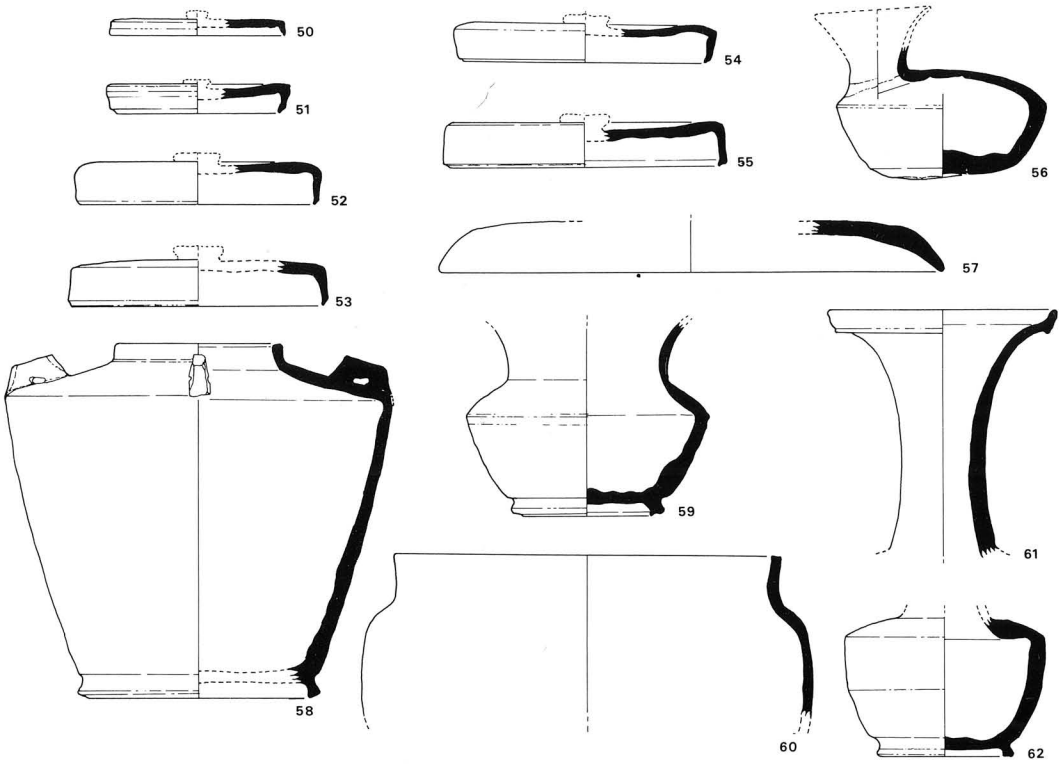

fig.13　包含層出土土器（須恵器）　1：4

皿B（49）は口径24.4cm、深さ4.5cmの大型品。広い底部が丸底ぎみになり、高台のとりつく位置が高い結果をまねいている。底部外面はヘラ切りののちロクロナデ。灰褐色を呈し、白色砂粒を少量含み、やや軟質の焼成。

杯蓋（26～35）は、大半がつまみを欠く小片で全形を復原し得るものは少ない。直径は12.0cmから22.0cmのものまである。大部分は扁平な宝珠つまみのつくものであるが、34の如くあたかも高台を逆転させたかのような環状のつまみを有するものもある。天井部が高いものと低平なものがあり、縁端部も強く屈曲するものと屈曲しないものがあり、変異に富む。頂部の上面はヘラ切り痕をとどめるものが大部分を占め、さらにロクロナデを加える例も少数ある。33はヘラ切りの後にロクロケズリで調整。34にみられる環状つまみをもつものはこの1点のみである。縁端部が欠失しているのは措しまれる。杯Fに組み合う蓋と考えられる。天井中央部にヘラ切り痕をのこし、つまみ部分はロクロナデで調整する。つまみの外方はロクロケズリで仕上げ、内面はきわめて平滑である。全体にていねいな作りである。紫灰色を呈し、黒色微砂を含み、焼成は硬い。杯蓋のうち直径を知り得るものは26—12.0cm、27—13.7cm、28—14.5cm、29—15.7cm、30—15.9cm、31—16.9cm、32—18.9cm、33—22.0cmである。35の下面には「田」の墨書がある。杯蓋のなかには下面を硯に転用したもの（27・29・31）があり、いずれも器面がつるつるに磨滅し、墨が付着する。

椀A（36）は、口径11.4cmに対して深さ5.4cmと深い器形である。底部外面および底部

周縁をていねいなロクロケズリで平滑に仕上げる。灰色を呈し、胎土に白色・黒色の微粒子を含み、焼成は硬い。

甕（60）は、丸みをもった肩部に広口の短かい口頸部がつくもので、青灰色の地に暗青色の斑が入る。胎土に白色微砂を含み、焼成はやや軟質である。口径20.1cmである。なお、甕の体部破片には、外面が格子目文叩きで、内面の当て具が、同心円文にさらに平行線文のものが重復（平行線文が後）する例があり、土器製作技術上からも注目すべき資料である（fig.14）。 これらは赤みがかった褐色をおび、胎土は精良で、焼成はやや軟質。

壷Ｂ（58）は肩に稜線のつく体部に短かい頸部をつけ、肩部に板状の耳をつける。ここでは仮に四耳壷として図示したが双耳壷の可能性もある。青灰色を呈し、白色砂粒を少量含み、焼成は硬質。内面は火ブクレが泡状に浮き出る。高さ18.9cm、口径8.9cm。

壷Ｋは口頸部（61）と体部（62）があり、それぞれ別個体に属する。61はゆるやかにひろがった口頸部が、端部で上下に拡張する。紫灰色で、白色細砂を多量に含み、焼成は硬い。外面に降灰が認められる。内面には漆膜が付着しており、この須恵器が漆の容器として用いられていたことが分る。口径12.2cm、現存高13.2cmである。62は肩が丸みをもった稜をなす体部で、これに長い口頸部がつく器形に復原できよう。青灰色で、胎土には石英等の砂粒を多量に含み、器面はざらつく。体部外面上半は粗いロクロナデで調整。現在高7.4cm。なお61の体部は、あるいはフラスコ形のものかもしれない。

壷Ｑ（59）は、肩部が稜角をなす体部に、大きく外反する広口の口頸部を有するもので、外傾する高台を付す。底部外面はヘラ切り痕を残す。青灰～灰褐色を呈し、口頸部内面上半および肩部外面には窯内で灰がかぶり、器面が荒れ、ざらざらしている。胎土に黒色微粒子を含み、焼成は硬い。現存高10.1cm。

50～55は、壷Ａ・壷Ｅなどの壷類の蓋と考えられるものである。いずれも宝珠状のつまみを有するものであろう。直径が９cm前後のものと、12cm～14cm前後のものと大きく２つに分かれる。それぞれの直径は、50―9.4cm、51―8.5cm、52―12.4cm、53―13.4cm、54―12.8cm、55―14.4cm。蓋の上面は多くのものが灰かぶりのため、手法の観察は困難であるが、観察し得たものについてはヘラ切りのままとするものが多く、一部は縁端部との境付近をロクロケズリするものが認められた。青灰色～暗青灰色を呈するものが殆どであり、55は暗紫色である。胎土は精良で、52・54・55には白色微粒子を含む。焼成はいずれも硬質である。57は直径27cmの大型の蓋である。部厚い天井部は縁端部に至り、薄く丸みをもっておわる。縁端部内外面はロクロナデ、他はナデ仕上。大型の皿Ｂのようなものの蓋かと考えられるが、決定的ではなく、また蓋ではなく皿である可能性も捨てきれい。

平瓶（56）は、口頸上半を欠くほかは完存する。提梁をもたず、高台もつかない古いタイプの平瓶である。底部外面はヘラ切り不調整である。灰白色ないし暗灰色を呈し、胎土には石英・長石等の砂粒を多量に含む。焼きは硬い。

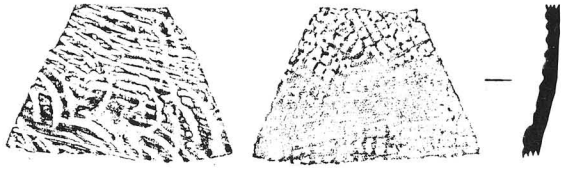

fig.14　包含層出土須恵器　1：3

小　結　この遺跡における土器の出土状況は、すべて２次的な移動を経たものである。つまり、本来の使用場所を離れたものであり、また出土遺構の年代を直接には示さない。このことは、今回出土の土器の性格を考えるにあたって最も留意すべき点である。　まず、朱雀大路東側溝出土土器の場合は、溝としての機能を停止させる埋土に含まれていたものであり、この溝の年代を示さない。ここで注目したいのは、むしろ、築地の東側に検出された土壙である。土壙は後に若干の撹乱をうけているとはいえ、検出の状況からみて土器の本来の使用場所に近いことを思わせる。つまり、土壙出土の土器は、左京三条一坊二坪内の土器として扱うべきものである。

ところで、朱雀大路東側溝出土土器はどの場所から移動したものであろうか。これが朱雀大路の西側、すなわち右京三坊から移動したことは殆んど考えられない。やはり、もっとも近い朱雀大路の東側、左京三条一坊二坪からの移動を考えるのが無理のないところであろう。また包含層の土器については、これらの土壙の上部の撹乱によって移動した土器を含むと考えられ、ことさらに遠距離からの移動を考える必要はないと思われる。

したがって、今回出土の土器は、すべて左京三条一坊二坪において使用された土器としてとらえることが許されるであろう。

このようにみた場合、出土土器の年代が８世紀のごく初めから後半までに納まるいっぽう、９世紀以降にくだる土器の皆無であることは、まさしくこの土器が平城京と命運を共にしたことを示す。

出土した土器は土師器と須恵器からなる。いま改めてそれぞれの器種を列挙すると、土師器は杯Ａ・皿Ａ・椀Ｃ・高杯・蓋・鉢Ａ・甕・カマドなど、須恵器は杯Ａ・杯Ｂ・杯Ｃ・杯蓋・皿Ａ・皿Ｂ・皿Ｃ・椀Ａ・高杯・鉢Ａ・鉢Ｄ・平瓶・壷Ａ・壷Ｂ・壷Ｅ・壷Ｋ・壷Ｑ・盤Ａ・甕ほか、となる。用途にしたがえば、食器類、貯蔵用器類、そして煮沸用の土器にわたる８世紀における器種の大半を含むことが知られるであろう。このことはこの地域において長期にわたる生活のあったことを物語るものに他ならない。

器種の構成からは、これまで調査された宅地等の京内遺跡の土器と大きな差違はない。土器の中に転用硯の存在がやや目立つことは、今回の調査の出土土器の特色のひとつであり、また、「田」の墨書をもつ土器のあることも、この地の性格を考えるうえで手がかりを与えるかもしれない。しかし今のところその意味するところは判然としない。

2. 瓦　類

瓦は整理箱約50杯分が出土。軒丸瓦５点、軒平瓦５点、施釉熨斗瓦１点のほかは丸・平瓦である。

軒丸瓦（fig15・16-1・2）

6274Ａa（１）　6274型式は藤原宮式の線鋸歯文珠文縁複弁８弁蓮華文軒丸瓦。内区全体が盛りあがり外区外縁の線鋸歯文が密にめぐる。Ａ・Ｂの２種がある。Ａの特徴は、弁区の盛りあがりがＢより大きく蓮弁・子葉の反転が強い、中房の突出度が大、外区外縁の傾斜面と平担面との境に凸線をめぐらすことなどである。Ａはさらに中房の状況でＡa～Acに細分できる。Aaは蓮子の周囲に低い円圏をめぐらす。Abは笵の磨耗が進み蓮子外周の円圏が消滅した段階で、弁の外周・間弁・界線などを彫りなぞる、Acはさらに中心の蓮子と一重目の蓮子とを結ぶ凸線を彫り加える。本例はAa。

6275Ａ（２）　6275型式は藤原宮式の線鋸歯文珠文縁複弁８弁蓮華文軒丸瓦。中房が高く突出し、弁区は平板で、外区外縁をめぐる線鋸歯文は粗い。中房の蓮子数・外区の珠文数・線鋸歯文数・弁の形状・外縁の傾斜の違いで、Ａ～Ｅ、Ｇ～Ｉの８種に細分できる。Ａは蓮子の配置１＋４＋12、外区の珠文数43、線鋸歯文数32。

以上のほか、凸鋸歯文二重圏線縁複弁８弁蓮華文軒丸瓦6225型式の小片が１点、型式不明の軒丸瓦片が２点ある。

軒平瓦（fig.14・15―３・４・５・６）

6685Ａ（３）　6685型式は小型の珠文縁均整唐草文軒平瓦。逆十字形に簡略化された中心飾の左右に３回反転の唐草を置く。中心飾の基部上端が内区・上外区間の界線に接し、唐草第３単位第１支葉が内区・脇区間の界線に接す。軒丸瓦6313型式と組み合う。Ａ～Ｄの４種があり、Ａは瓦当が最大で、唐草文の各単位が他に比して短かめな点が特徴。大半は段顎で、曲線顎が少量あり、本例は段顎。

6691Ａ（４）　6691型式は珠文縁均整唐草文軒平瓦。三葉状の花頭形中心飾の左右に４回反転の唐草文を置く。唐草文主葉と第１支葉の巻き込みがあまり大きくない。深い曲線顎。外区の珠文数・唐草の形状の差からＡ・Ｂの２種に細分でき、Ａは中心飾の基部上端が小さく２又に分れ、瓦当がＢより大きい。

6711Ａ（５）　珠文縁均整唐草文軒平瓦。文様がきわめて変則的。中心飾が不明確で、唐草文も左右不整一だが、均整唐草文を意図して作ったもの。曲線顎。

6721Ｃ（６）　6721型式は珠文縁均整唐草文軒平瓦。三葉形の中心飾の左右に５回反転の唐草文を置く。外区に小さな珠文を密に配す。曲線顎。軒丸瓦6282型式と組み合う。Ａ、Ｃ、Ｄ～Ｋの９種に細分できるが、いずれも文様構成は近似し、唐草文と珠文の位置関係でようやく識別できる。Ｃは中心飾の両支葉が上方に開き、脇区に珠文がないのが特徴である。

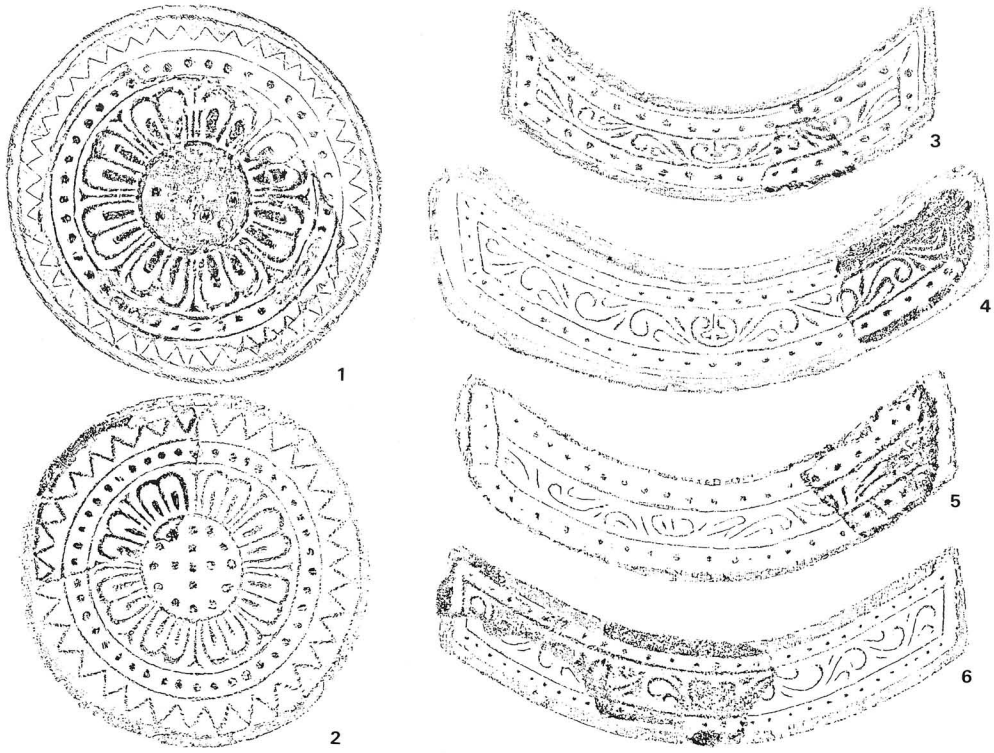

fig.15　軒瓦拓本

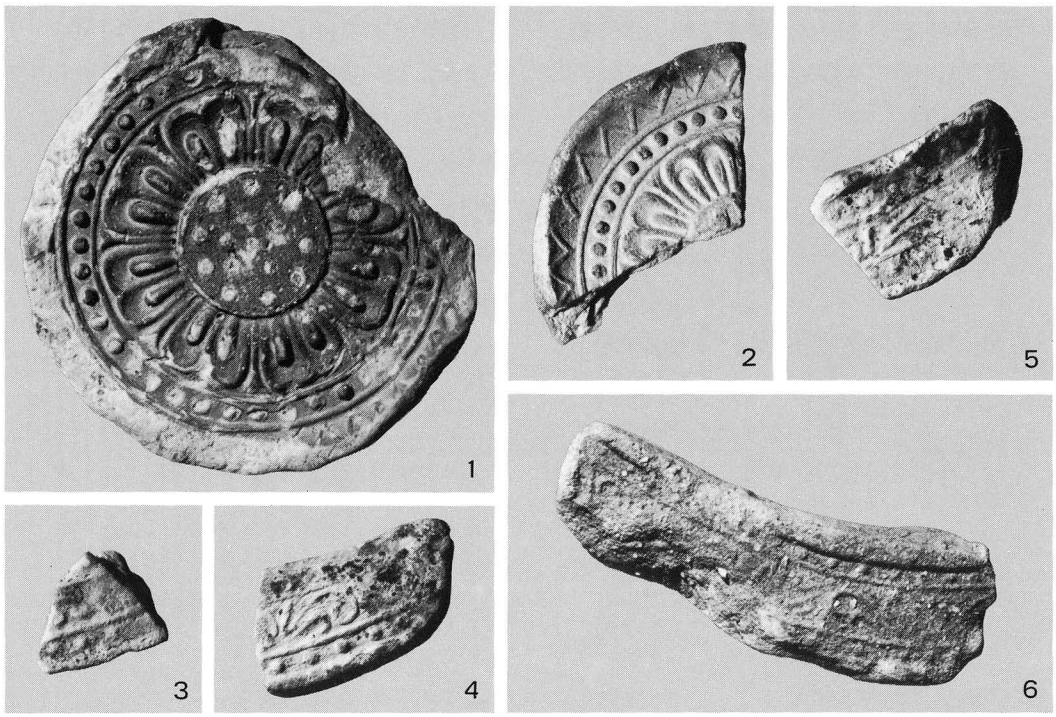

fig·16　軒瓦写真

以上のほか、二重圏線縁均整唐草文軒平瓦6663型式の小片が１点ある。

施釉熨斗瓦　１辺７cmほどの小片、凸面と側縁に透明釉と縁釉を施す。胎土は精良で、焼成は甘い。

丸・平瓦　丸瓦はすべて玉縁式。粘土紐巻きつけ技法で成形し凸面に横方向のカキ目を施すものが少量ある。他は粘土板巻きつけ技法で成形し凸面をナデるが、一部に縦位の縄叩き目が残る。平瓦は一枚作りによるものと桶巻き作りによるものがあり、いずれも凸面に縦位の縄叩き目を施す。

小　結　出土軒瓦の内、6685Ａ・6691Ａが朱雀大路東側溝の灰褐色粘土層より出土し、他は包含層から出土。6274Aa・6275Ａが平城宮軒瓦編年第Ⅰ期（和銅元年～養老５年）、6285Ａが第Ⅱ期（養老５年～天平17年）、6225・6663・6691Ａ・6721Ｃが第Ⅲ期（天平17年～天平勝宝年間）に編年される。6711Ａも1970年の羅城門周辺地域調査時の所見から奈時代のものと考えられる。

今回の出土軒瓦は、すべて平城宮との同笵型である。6711Ａは宮内ではほとんど出土せず、主として平城京で使用された独自の瓦当文様をもつ軒瓦の１種である。ただし、羅城門近くの朱雀大路に面した築地跡周辺から、他の平城宮との同笵瓦とともに出土していることからみて、官による生産品には違いなかろう。京の造営に際し宮所用瓦とは別個に生産、使用されたものと考えられる。

以上の瓦は、遺構にともなうものが少量で、どこで使用された瓦であるかは不明である。調査地は宮に至近距離であるから宮に使用された瓦が含まれる可能性はあるが、京造営用の瓦もあり、朱雀大路に面した築地あるいは左京３条１坊の宅地内で使用された瓦とも考えられる。

（註）記述にあたっては奈良国立文化財研究所が設定した型式番号を使用する。型式番号は下記の分類要領によって４桁の数字で表示する。第１位の数字６は奈良時代、第２位以下の数字は瓦の種類、Ａ以下のアルファベットは細分された型式を示す。a以下のアルファベットは、瓦当笵を彫り直したり、文様を彫り加えた場合、当初のものと区別するために用いる。

『平城宮出土軒瓦型式一覧』（奈文研1978）

Ⅳ まとめ

今回の発掘調査によって、朱雀大路と東側溝および、東築地基底部などの一部を検出した。しかし、朱雀大路の詳細については、これまでの数回の調査資料を加えても、まだ充分とは云えず、今後の調査件数の増加にまたねばならないが、現時点でのデータを整理して、将来の朱雀大路復原計画のための基礎資料としたい。

大路幅　六条一坊における大路幅員は路肩幅で約67m、溝心々間73.4～74m。六条一坊の坊垣築地は検出されていない。六条附近での畦畔の間隔を測ると約90m＝30丈、両側溝との位置関係は畦畔心から溝心まで８ｍ余りである。この値は羅城門北辺での朱雀大路西側溝と築垣の間隔と一致するから、畦畔は築地の痕跡を示すものとみなすことができる。

いっぽう、朱雀門の南方両脇における両側溝から大路幅を計測すると、路肩幅で70.95m＝240尺、溝心々間74ｍ＝250尺である。六条一坊での大路幅と比較すると、溝心々間距離は同寸法と認められるが、溝幅が六条一坊では朱雀門南辺の２倍に広がり、その分だけ路肩幅が狭くなっている。

朱雀門南辺の大路幅に、今回の調査で得た坊垣築地と東側溝との関係を当てはめて、築地心々間距離を求めると、築地・側溝間心々距離が約4.5m＝15尺であるから、築地心々間距離は280尺となる。この値は、延喜式京程の寸法と一致するが、延喜式京程の側溝心々間幅239尺、路肩幅234尺は平城京朱雀大路幅より狭い。

遺存地割をあたってみると、280尺幅の遺存地割は三条一坊のみで、三条大路から南は羅城門まで、ほぼ300尺幅で一定の間隔を保っている。すなわち、宮域に面した一坊分の坊垣だけが、朱雀大路に面して張り出したような格好になり、側溝との関係だけではなく、宮域に近接した特別な性格を意味するものとも考えられる。

朱雀大路の振れ　これまで、朱雀大路の振れは朱雀門の中心と、六条朱雀大路心の振れ（国土方眼座標系による北偏西0°15′50″）および六条朱雀大路西側溝と羅城門北辺西側溝の振れ（同0°14′42″）によって求めてきたが、朱雀門南辺の東・西側溝と今回の東側溝の調査によって更に精度の高いデータを得ることができた。

六条一坊朱雀大路西側溝と朱雀門南辺西側溝間の振れは北偏西0°15′15″、六条一坊朱雀大路東側溝と朱雀門南辺東側溝間の振れは0°14′42″である。この東側溝の振れは、羅城門と六条一坊間の西側溝の振れと一致する。

朱雀門心と、朱雀門南辺の朱雀大路東・西側溝間中軸線とのずれを測ると、朱雀門心の方が中軸線より80cm程西に寄っている。

宮城南面に開く門は、朱雀門を中央にして、東に壬生門、西に若犬養門を配し、それぞれ900尺の間隔を置き、二条大路に面して建つ。発掘遺構によって朱雀門からの心々距離を測ると、朱雀門～壬生門間＝267.76m、朱雀門～若犬養門間＝266.17ｍで、約1.6ｍの

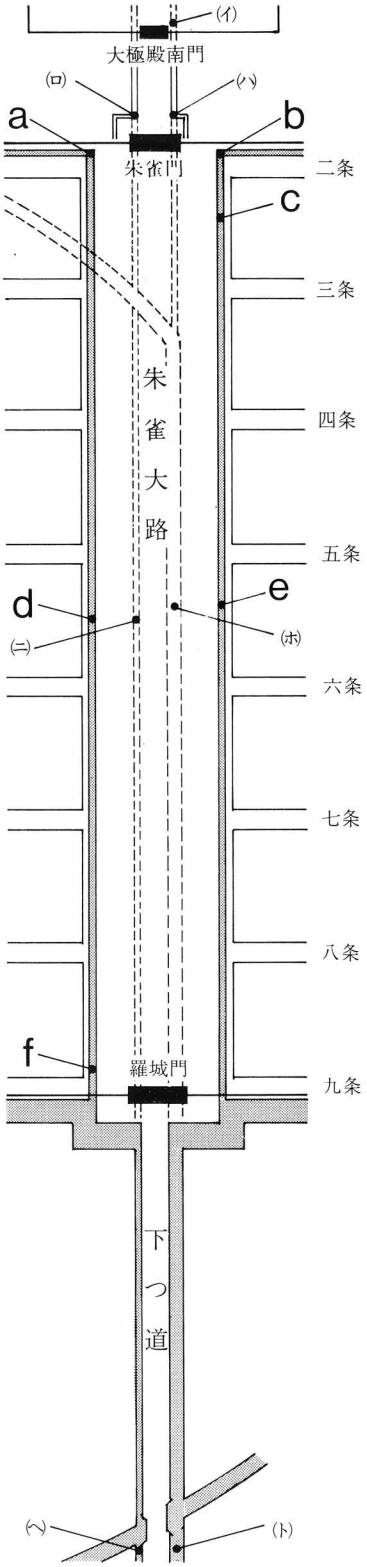

朱雀大路		X	Y
a	西側溝	−146,009.86	−018,622.5
b	東側溝	−146,008.03	−018,545.5
c	東側溝	−146,255.7	−018,547.7
d	西側溝	−147,854.0	−018,614.25
e	東側溝	−147,797.0	−018,540.85
f	西側溝	−149,719.2	−018,606.34

下つ道		X	Y
(イ)	東側溝	−145,434.13	−018,548.04
(ロ)	西側溝	−145,948.0	−018,598.49
(ハ)	東側溝	−145,948.0	−018,575.69
(ニ)	西側溝	−147,870.0	−018,588.40
(ホ)	東側溝	−147,797.0	−018,565.0
(ヘ)	西側溝	−151,675,0	−018,571.5
(ト)	東側溝	−151,675.0	−018,547.2

朱雀門	−145,994.5	−018,586.3
若犬養門	−145,994.9	−018,852.5
壬生門	−145,994.1	−018,318.6

fig.17　朱雀大路・下っ道発掘調査位置と国土座標

差を生じている。すなわち、壬生門と若犬養門間の中心から、朱雀門心は約80cm西に寄っており、朱雀大路側溝間中軸からのずれと一致する。すなわち、壬生門、若犬養門は朱雀大路中軸を基準にして東西に振り分けられたものと考えられる。したがって、京の造営方位は朱雀大路側溝中軸を基準として設定されたとするのが妥当である。

下ツ道　下ツ道の遺構は、平城宮第一次大極殿南門（平城宮跡第77次調査）、平城宮朱雀門（同第16・17次調査）、六条一坊朱雀大路（昭和48年、奈良市）、稗田・若槻遺跡（昭和55年、奈良県橿原考古学研究所）の各調査で発見されている。これらのうち、大極殿南門の調査では東側溝のみを確認し、他はいずれも両側溝を検出している。

下ツ道の幅員は、側溝心々間で朱雀門北辺22.8m、六条一坊23.4m、稗田24.3mであり、南に下るほど広くなるが、路肩幅を測ると、それぞれ21.0m、16.9m、16.0mと逆に狭くなっている。これは下流ほど溝幅が広くなるために採られた方法で、この巧妙な地割技法は高度な土木技術を窺わせる。

西側溝の溝幅は、朱雀門北辺2.4m、六条一坊2.75m、稗田3.7m。東側溝の溝幅は、大極殿南門2.3m、朱雀門北辺2.4m、六条一坊11.3m、稗田11.0mである。六条一坊と稗田の東側溝は、その幅や深さ（1.5～2.0m）からみて人工の堀川、運河とみなすべきもので、下ツ道の東に沿って藤原京まで続いているものと考えられる。

この堀川の北端は、六条一坊から朱雀門までの間に右折、または左折しており、左折して旧秋篠川に、右折して佐保川や菰川の旧流路につながり、それぞれを給水源としていたものと考えられよう。稗田では、下ツ道を斜断する旧河川が検出され、東北方の地蔵院川の分流または本流が稗田で下ツ道の堀川と交叉して給水源となっている。

下ツ道の地割は、東側溝の堀川幅を含む約30m幅の水田として、稗田町から二階堂町まで断続して残され、二階堂から今里にいたる街道を経て、八尾からは南方に直進する寺川・米川が堀川の流路を踏襲している。米川は耳成山の北西で東に折れて、堀川痕跡は途切れるが、堀川はさらに南に延びて飛鳥川に連なるものと思われる。

下ツ道の振れ　発掘遺構によって下ツ道の国土座標系による方位の振れ（北偏西）を求めると、稗田～六条一坊間では、西側溝0°15′16″、東側溝0°15′20″、中軸線0°15′18″。六条一坊～朱雀門北辺間では西側溝0°18′03″、東側溝0°19′55″、中軸線0°18′59″。朱雀門北辺～大極殿南門間は東側溝0°15′39″である。

寺川から米川にかけての南北直線流路は約4.8kmの長さに及び、その振れは0°36′22″。この南北流路北端と、稗田の旧堀川を結ぶ直線の振れは0°09′35″である。南北流路の振れはやや大きいが、周辺の条里の方位ともほぼ一致して、下ツ道堀川の遺構とみても差支えないと思われる。橿原市八木の下ツ道遺存地割と朱雀門北の下ツ道中軸を結ぶ方位の振れは0°17′25″であるから、この振れの平均値を軸として、下ツ道は場所により方位を異にしていたことが分る。

なお、寺川・米川の南北流路の方位が強く振れているのは、東南から北西方向への等高

の地勢が影響しているものと思われる。

朱雀大路と下ツ道　六条一坊と朱雀門近辺での朱雀大路と下ツ道の中軸線のずれを測ると、下ツ道中軸を基線にして朱雀大路中軸は、六条一坊では西0.85m、朱雀門近辺では東1.6mの位置にあって、両中軸線は朱雀門～六条間で交叉していることが分る。

朱雀門の位置は、前記のように朱雀大路中軸より約80cm西にずれているが、これは下ツ道中軸と朱雀大路中軸とのちょうど中間にあたる。つまり、朱雀門の大路に対する位置のずれは、単なる施工ミスによるものではなく、旧下ツ道の影響を受けたものと考えられ、壬生門、若犬養門が正確に条坊基準線上に設定されているのは、朱雀門よりも着手時期が遅れたためであろう。また、朱雀門内に入って、第一次朝堂、第一次大極殿南門にいたる宮内道路は下ツ道をそのまま利用したものであり、この道が朱雀門中軸線より西にずれるのもこのような理由に依る。

朱雀大路の造営に際して、下ツ道の堀川は埋立てられ、秋篠川は西に移されて平城京西堀川として再生する。

朱雀門が下ツ道の影響を受けたために、朱雀大路の条坊基準線からずれたとすれば、下ツ道は、平城京の造営初期には藤原京からの資材運搬用の運河として最大限に利用したことは想像に難くない。とくに宮域の造営を急いだことは記録にもみえ、藤原宮使用殿舎を解体し、平城宮近辺まで運河を利用して移送し、大極殿や朱雀門が完成して、宮城は仮囲いのまま乍らも、一応の体裁を整えて、和銅3年に新都が発足する。

以上の考察は、これまでの数少ない発掘調査資料を基にしてまとめたために、推論の域を出ない点が多々あり、朱雀大路復原計画にあたっての一つの指針を示したにすぎず、今後の調査に期待するところが大きい。

参　考　文　献

1. 『平城京羅城門跡発掘調査報告』（第一次～第三次発掘調査報告）大和郡山市　1972年3月
2. 『平城京の復原保存計画に関する調査研究』奈良市　1972年
3. 『平城京朱雀大路発掘調査報告』奈良市　1974年3月
4. 「南面大垣－朱雀門東－の調査」『昭和56年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』奈良国立文化財研究所　1982年3月
5. 「南面大垣－朱雀門西－の調査」『昭和57年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』
   同　　上　　1983年5月

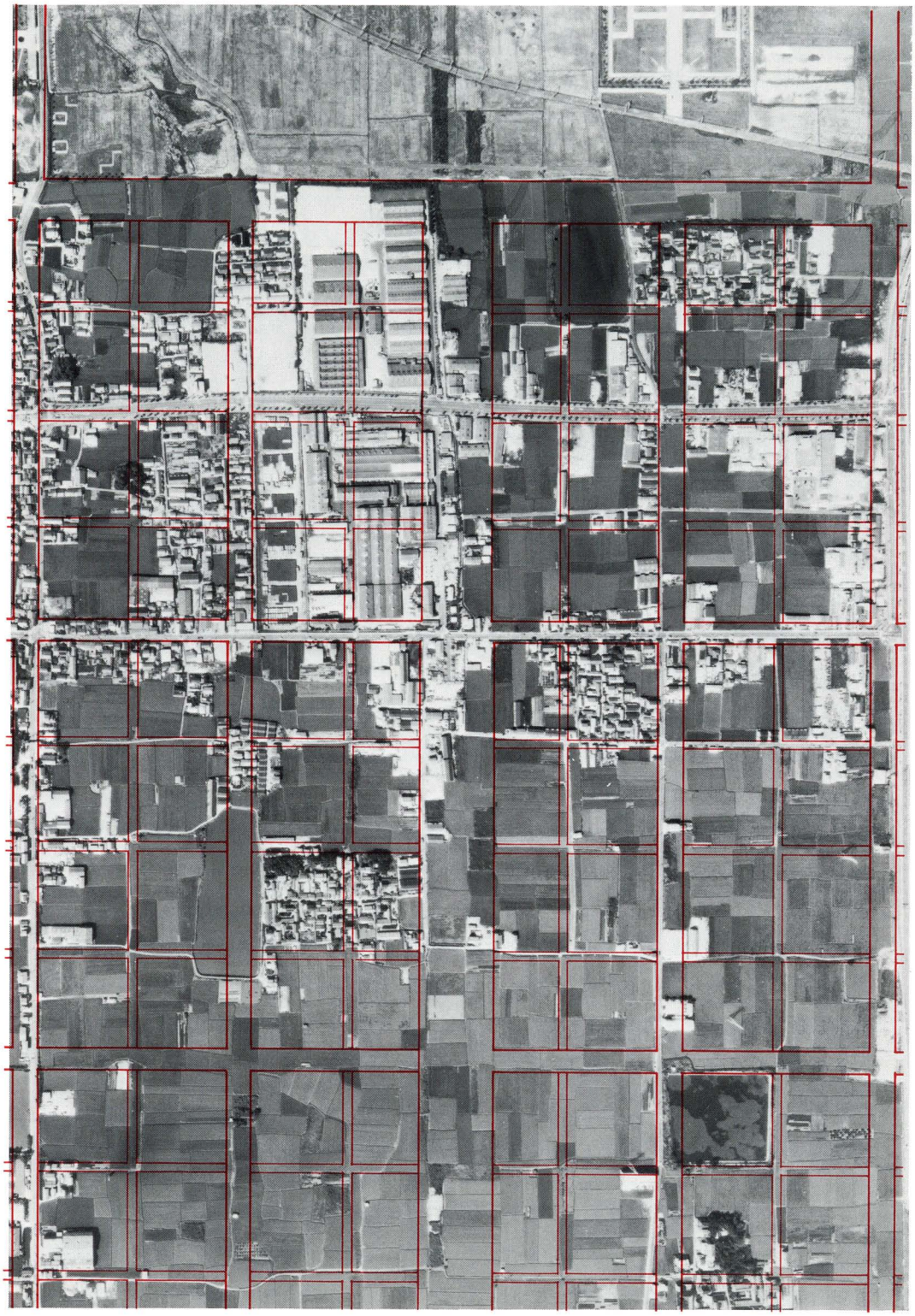

fig.18　朱雀大路航空写真と条坊　1：8000（昭和50年撮影）

付編１　朱雀大路関係発掘調査（抄）

1. 羅城門周辺の発掘調査　平城京羅城門跡発掘調査報告（大和郡山市1972）

平城京羅城門跡は、大和郡山市の佐保川にかかる来生橋の北側にある。近世郡山城築城の際、佐保川の河道を朱雀大路路面位置につけかえたために、門の遺構の大部分は佐保川の西側堤防下にある。

本調査は羅城門の遺構および周辺の条坊遺構を把握することを目的とし、1969年に第１次調査（奈良市教育委員会主催）、1970年に第２次調査（大和郡山市教育委員会主催）、1972年に第３次調査（大和郡山市教育委員会主催）を行なった。

調査の経過　第１次調査では、九条大路と羅城の検出を期して佐保川提防東側の水田地帯に４本の南北トレンチを設定。しかし調査地一帯は佐保川のかっての氾濫による削平を受け、奈良時代の明確な遺構は検出できなかった。

第２次調査では、比較的流れの影響の少ないとみられる佐保川提防西側を調査した。朱雀・九条両大路にかかるように鉤手状のⅡ－Ａトレンチ、羅城門の南端の状況をさぐるためⅡ－Ｂ・Ｃトレンチ、羅城を含めた京の南端の状況をさぐるためⅡ－Ｄトレンチを設定した。その結果、朱雀大路西側溝・九条大路北側溝・京の南端の濠などの遺構の残存状況が予想以上によいことが判明した。

そこで第３次調査では、１・２次調査で羅城門遺構の存在が予想できた位置にⅢトレンチを設け、羅城門基壇をはじめ朱雀大路西側溝南延長部・暗渠などを検出し、所期の目的を達した。

朱雀大路西側築地と九条大路北側築地　地築地本体は削平され、掘込地業部のみを検出した。掘込地業は幅4.2～4.3m、深さ20～35cm。埋土は一様で版築の痕跡はない。朱雀大路西側築地は、地業内で柱掘形を検出した。１本柱の築地であろう。この築地の下層で瓦の堆積層と垂木を検出し、最低２回の造作をしたことがわかるが、下層の築地本体の痕跡は不明。両築地の内側一帯で、転落したままの状態で築地の屋根瓦を検出した。

朱雀大路西側溝と九条大路北側溝　朱雀大路西側溝は断面逆台形で、幅４ｍ、深さ90cm。東岸にしがらみが残存。埋土は５層あり、最下層から和銅開珎・木簡片・土器片・瓦片が出土し、最上層から主として瓦が出土した。九条大路北側溝は断面逆台形で、幅３ｍ、深さ70cm。埋土は３層あり、いずれも瓦片を含み、最下層から和銅開珎が出土。両大路の各側溝は、朱雀大路では築地掘込地業の東端から４ｍ東、九条大路では築地掘込地業の南端から３ｍ南にある。築地と側溝の間は平担地で壕地にあたる。九条大路北側壕地の部分に、

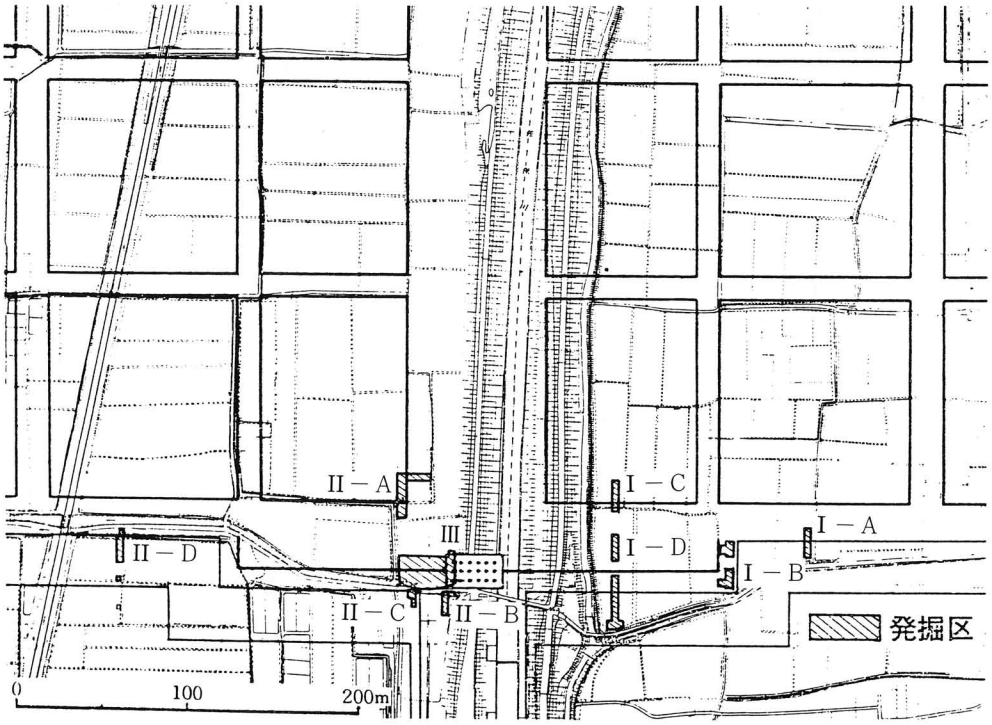

fig.19　羅城門周辺発掘区配置図

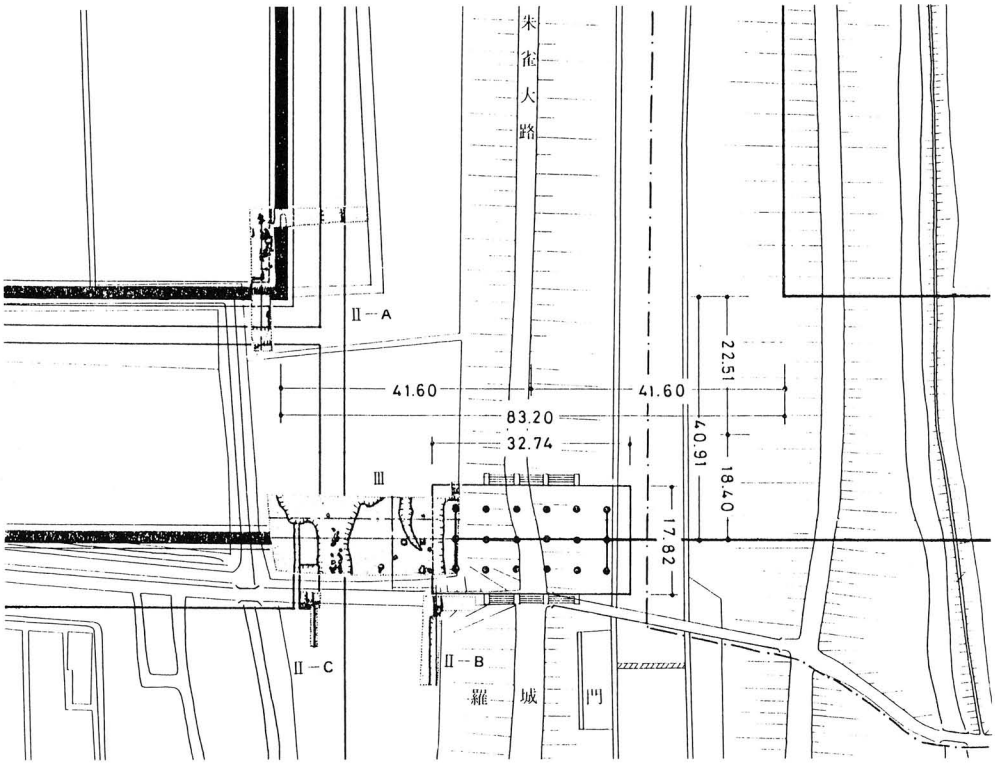

fig.20　羅城門付近条坊復原図

fig.21　羅城門北西部朱雀大路西側溝・築垣（西から）

fig.22　羅城門西方朱雀大路西側溝（南から）

南北方向の暗渠が２条ある。これは朱雀大路西側築地と九条大路北側築地の交叉する入隅部から九条大路北側溝への排水の役割をはたす。

羅城門　門の西辺と西北隅部の基壇を検出した。当初の基壇はかなり削平され土壇が高さ約60cm残るが、基壇化粧石や雨落溝は検出できなかった。掘込地業の深さは現状で23cmあり、版築が認められる。掘込地業の端から基壇残存裾までの長さは、西側で約１m、北側で90cmある。礎石の据付穴は調査区外である。基壇南辺よりやや南に段状遺構があり、その上面は残存基壇上面より約１m低い。門前の施設の一部と考える。

西側溝南延長部　羅城門基壇の掘込地業西端の西方14.5mにある。幅５m（復原幅４m）、深さ80cm。側溝東岸には護岸の石列がある。溝内の遺物には平安時代のものがあり、溝は平安時代まで生きていたと考える。

暗　渠　朱雀大路西側溝南延長部の西方3.1mの所に幅90cm、深さ40cmの南北溝がある。木樋暗渠の掘形と考える。

羅城と外濠　羅城門にとりつく羅城本体の遺構は存在を確認できなかったが、朱雀大路西側溝南延長部東岸の護岸石や暗渠掘形の存在から、東西方向の羅城の存在が推定できる。羅城が築地か土塁状のものかは不明。羅城の南側には黒色粘土・暗褐色粘質土の堆積する濠があるが、幅・深さは確認できなかった。

出土遺物　遺物は主に朱雀大路西側溝やその南延長部の堆積土から出土した。主なものについて記す。

土器・土製品は朱雀大路西側溝から主として出土。奈良時代後半の土師器30点（うち人面墨書土器１点）、須恵器５点、平安時代の瓦質土器４点、奈良時代中頃の土馬１点。

木製品は、ほぼ完形を保つ垂木１点が、朱雀大路西側築地内側で出土した。全長（263cm）・太さ（中央部断面6.4×8.0cm）から考えて築地に用いた垂木と考える。

瓦類は羅城門付近ではほとんど出土せず、大半は朱雀大路西側築地周辺と朱雀大路西側溝南延長部で出土した。軒瓦の量は少なく、軒丸瓦が10型式21点、軒平瓦が５型式９点ある。一部を除いて平城宮との同笵瓦であるが、宮内では少量しか出土しない型式（6316・6710・6711）が多い。

調査の成果　３次にわたる調査で、羅城門・羅城・朱雀大路・九条大路の配置を統一的にとらえることができた。

①　羅城門の規模については、掘込地業の東西幅が32.74mと推定された。まず九条大路西側築地心から延喜式が記載する平安京朱雀大路の築地心々距離（28丈＝83.2m）の２分の１をとり、朱雀大路中軸線を仮定した。次にこの中軸線から掘込地業の西端までの距離（16.37m）を測り２倍して掘込地業東西幅を得た。掘込地業の南北幅は不明。以上の成果をもとに平面形式を復原すると、桁行５間17尺等間、側柱からの基壇の出13尺となる。梁間は２間と推定される。立面は三手先の組物を持つ重層入母屋造り瓦葺きと復原できる。根拠は側柱からの基壇の出が13尺と考えられること、付近より瓦が出土することの２点で

ある。

② 朱雀大路の中軸線が国土調査法による第６座標系の方眼北に対してなす角度は、北で西に0°12′40″で、この値は平城宮内での造営方位（北で西に８分弱の振れ）よりさらに４′強振れが大きい。この値は羅城門位置での朱雀大路中軸と朱雀門中心とを結んだ軸線の国土座標系に対する振れとして算定した。

③ 九条大路の幅は、羅城門より西200mの位置では23mあり推定大路幅８丈に近い。この値は九条大路北側築地心より京南面外濠北岸までの距離として算定した。ただしこの場合、瑞地を伴う築地の余地がとれないので、羅城門にとりつく羅城は門の両脇100mくらいしかなく、このほかは京外から10丈ほどの外濠をへだてて直接大路であった可能性がある。九条大路の幅は羅城門周辺では南に広がり、41.4mある。これはほぼ14丈で朱雀大路幅の２分の１にあたる。

④ 羅城門の基壇残丘上面と朱雀門および大極殿基壇上面との比高は、朱雀門が13.6m、大極殿が21mである。

２．朱雀大路の調査　奈文研年報1974、平城京朱雀大路発掘調査報告（奈良市、1974）

1960・70年の平城京保存調査会の調査の結果、朱雀大路が今日の水田畦畔や水路などで地面上に鮮明に追跡でき、路幅が平安京朱雀大路の路幅（築地心々で28丈）に近いことが推測できた。しかし、地割によってわかる路幅がどこからどこまでの距離を示すのか、路面や側溝の状況はどうかなどの点は不明であった。本調査はこの点を明らかにすることを目とし、1974年に奈良市が実施し、奈良国立文化財研究所が協力した。

調査地は、奈良市柏木町カケコシ182・183・185～189、同市六条町183 ～185番地にわたる。朱雀大路と六条条間路の交叉点の北側で、羅城門と朱雀門のほぼ中間にあたる。調査の結果、朱雀大路路面と東西両側溝を検出し、その位置・規模を確認した。

朱雀大路　多少の削平を受けているが、ほぼ奈良時代の状況をとどめる。確認した路面敷の幅は67.3m。路面は中央部で高く、両端に向って低くなるかまぼこ形を呈し、現状で路肩は中央部より約50cm低い。路面には石・瓦敷等の痕跡はなく地道であった可能性が大きい。

朱雀大路東側溝と西側溝東側溝は幅約4.5m、深さ約1.1mある。素掘りで護岸施設はない。土層の堆積状況からみて水がよく流れていたと考える。西側溝は深さ約１mで、検出最大幅は7.5m。本来の幅は最低３回の変形修復のため不明。西側溝が六条条間路と接する位置で、西岸の下に玉石を数個発見した。朱雀大路と条間路の交叉点における施設と関係するものと考える。

溝に沿って存在したと考えられる築地は、その想定位置に検出できなかったが、東西両側溝の堆積土中に多量の瓦が落ちこんでいたことは、その存在の裏付けになる。

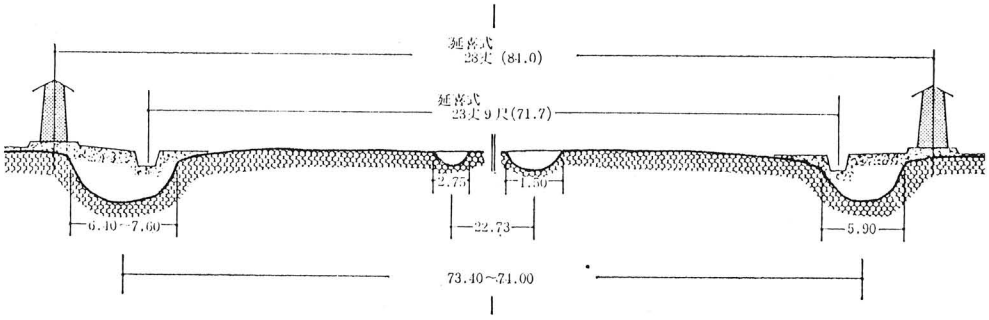

fig.23　朱雀大路横断面模式図

fig.24　昭和48年調査
朱雀大路東側溝
（東から）

fig.25　昭和48年調査
朱雀大路西側溝
（南から）

右京六条一坊二坪の宅地　左京側では、鉄滓・焼土を含む小土壙を検出し、鍛冶工房のあったことがわかる。柱穴がなく工房の規模は明らかでない。土壙が築地想定位置上にも存在するため、工房は奈良時代末以降のものと考える。

右京側では奈良時代の顕著な遺構はない。下層の溝状遺構から古墳時代のスキ・キネなどの木製品のほか、土師器・須恵器など多量の遺物が出土した。

下ツ道東・西側溝　朱雀大路路面の下層で検出。東側溝は幅約4.5m、深さ約40cm。西側溝は幅約4m、深さ約20～70cm。両側溝心心距離は約23mで、これは朱雀門北側で確認したものとほぼ一致する。両側溝の中心線は朱雀大路中心線と一致する。溝からは5C前半から7C末頃までの土師器片が出土した。

出土遺物　瓦類は朱雀大路両側溝から集中して出土した。量的には少なく、軒丸瓦が5型式7点、軒平瓦が2型式9点ある。宮内よりも京内で多く出土する型式（6316—6710）が多い点は羅城門周辺の調査成果と同じである。

土器類は、朱雀大路側溝からは少量しか出土せず、土師器・須恵器・緑釉陶器・模型カマド形土器がある。下ツ道側溝からは土師器・須恵器が出土した。右京六条一坊二坪で検出した古墳時代の溝から多量の土器が出土し、3層の堆積土のうち上層では土師器・須恵器、中・下層では土師器のみが出土した。中・下層のものは布留式の好資料である。

木製品は右京六条一坊二坪の古墳時代溝の中・下層から多く出土。原形を留めるものは下層に集中し、スキ3点、キネ・クワ形木製品・部材・えぐりのある木製品が各1点ある。そのほか朱雀大路東側溝東方の鍛冶工房跡から、萬年通宝・神功開宝・鋳型が出土。

調査の成果　朱雀大路の路面幅は67.3m、両側溝心々距離は73.4～74.0m。大路に面した築地の痕跡は確認できなかったが、羅城門の調査で検出した右京九条一坊の東を画す築地の位置・規模から考えて、築地心々距離は約90m（30丈）と推定でき、延喜式が記す平安京朱雀大路の築地間距離28丈よりも広くなる。

朱雀大路が国土調査法による第6座標系の方眼北に対してなす角度は、今回の調査による大路中心座標と朱雀門心を結ぶ線、および今回検出した朱雀

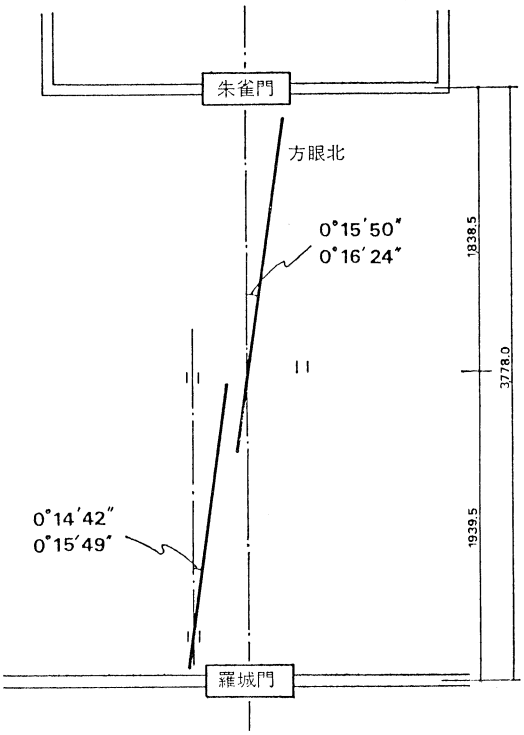

fig.26　朱雀大路中軸線方位概念図

大路西側溝心と右京九条一坊で検出した同西側溝心を結ぶ線が、それぞれ方眼北に対してなす角度を単純平均した数値、北で西へ0°15′41″と捉えられる。なお、この数値は以後の平城京内調査の際に基準方位として用いている。

3. 南面大垣の調査（第130・143次） 奈文研概報1981・1982

奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部は、朱雀門両脇の南面大垣の復原整備に先立つ調査を、朱雀門東側（第130 次・1981年）、 同西側（第143 次、192年）の 2 回に分けて行った。大垣に関する資料の集積、遺構の遺存状況の把握と、朱雀門付近の条坊遺構の確認を目的とした。ここでは、調査成果のうち大路に関するものについて記す。

二条大路北側溝　素掘りの溝で、南面大垣中心との心々距離は12mある。朱雀大路を横断し、その部分だけ幅が狭い。規模は、朱雀大路東側溝以東では幅3.5 m、深さ20～40cm、朱雀大路西側溝以西では幅3.4m、深さ60cm、朱雀大路を横断する部分では幅1.6m、深さ30cmである。朱雀大路を横断する部分のみ埋土が他の部分と異なり、埋めもどしの時期が違うと考える。

朱雀大路側溝　東西両側溝ともに二条大路を横断し、二条大路北側溝にとりつく。東側溝は幅3.2m。深さ40cmある。西側溝は当初幅2.5m、深さ40cmの素掘り溝で、のちに東岸を杭と細杭のしがらみで護岸する。しがらみと岸の間には大量の瓦をつめこんで裏込めとする。

朱雀大路路幅　2回の調査で検出した朱雀大路両側溝の心々距離は73.80mで、この数値は柏木町・六条町での調査成果73.4～74.0mとほぼ等しい。

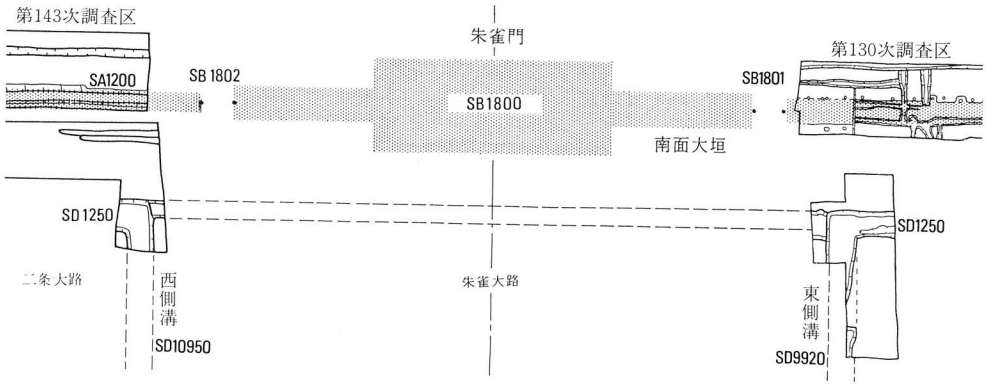

fig.27　平城宮第 130 ・ 143 次調査遺構図

fig.28　平城宮跡
第 130 次調査
（東から）

fig.29　平城宮跡
第 130 次調査
（北から）

fig.30　平城宮跡
第 143 次調査
（北から）

苑。晰委慈子来祐。買レ香得レ価。如二涅槃経説一。母慈レ子因自生二梵天一者。其斯謂之矣。斯奇異之事矣。

五　参考

東大寺の朱雀路

47　天平十六年（七四四）十二月丙申条　〈続日本紀〉

度二一百人一。此夜於二金鐘寺及朱雀路一。燃二燈一万坏一。

48　天平宝字四年（七六〇）三月九日造南寺所解

〈大日本古文書四―四一一頁〉

造南寺所解・　申請奉写仏頂経用度物事

請

紙十四張 一張表紙料 十張経料 二張雑用料 一張裏経料

銭百六十文

卌文買筆一箇直　廿文買墨半廷直

百文経師布施料

布清衣一領　袴一腰 経師料

香二両 小

右。當東大寺南朱雀路壊平。為墓鬼霊、奉写仏頂経一巻用度料、所請如件。以解。

天平宝字四年三月九日舎人玉手道足

史生麻柄全万呂

大和国十市郡の朱雀路

49　天平宝字五年（七六一）大和国池上郷屋地売買券

〈大日本古文書四―五二〇頁〉

十市郡司解　申立売買地券事

合地貳区 並在十市郡池上郷

一区地参段　在板倉壹宇板屋参宇 東限朱雀路 西溝并小道 南即廣長口分田 北車持朝臣仲智地

右。左京七條二坊戸主息長丹生真人廣長貢地者。

一区地肆段　在草葺屋壹宇 東限朱雀路 南息長真人廣長地 西溝小道并十市郡池上郷忍海連力士家 北十市郡池上郷小赤臣真人口分田　充価銭陸仟文

右。右京五條二坊戸主正八位上車持朝臣若足戸口従五位下車持朝臣仲智沽地者。

以前。得廣長等辞状偁。絶上件地常根沽与東大寺布施屋地已訖。望請、依式欲立券文者。郡矣勘問得実。依勒估買両人署名。立券如件。以解。

天平宝字五年十一月廿七日

（署名　略）

庶令下路傍無二夭枉之鬼一。天下多中終命之人上者。被二中納言従三位藤原朝臣縄主宣一偁。奉レ勅。宜二早下知令レ加二禁制一。如不二遵改一。猶致二違犯一者。五位已上注レ名申送。六位已下不レ論二蔭贖一。決二杖一百一。臺及職国知而不レ糺。及條令坊長郡司隣保相隠不レ告。並与同罪。自今以後。永加二禁断一。仍牓二示要路一。分明告知。

弘仁四年六月一日

42　貞観九年（八六七）二月七日格　〈政事要略〉

貞観九年二月七日。右少史大春日安永仰云。右少弁藤原朝臣千乗傳宣。右大臣宣。京中諸人捨二男児於道路頭一。遂為二犬烏一。見二害喫一。是即職吏之不レ治。人民之不レ仁。宜下撿非違使毎レ見二此事一。召二當條領并町長等一。重加二勘當一。俾レ送二居施薬院一。准二其状一。必申上官者。

43　『延喜式』左右京職式路辺病者条

凡京中路辺病者。孤子。仰二九箇條令一。其所レ見所レ遇随レ便。必令レ取二送施薬院及東西悲田院一。

四　その他

朱雀大路の大尺

44　『延喜式』左右京職式京程条

（前　略）

朱雀路廣廿八丈

自二垣半一。至二溝辺一。各一丈八尺 垣基三尺。犬行一丈五尺。

溝廣各五尺

両溝間廿三丈四尺

（後　略）

朱雀大路の狼

45　延暦二十一年（八〇二）七月丙寅条　〈日本紀略〉

有レ狼。走二朱雀道一。為二人所レ殺。

京路の馬糞

46　『日本霊異記』中巻第四十二縁

極窶女憑二擎手観音像一。願二福分一。以得二大富一。縁四十二

海使苌女者。諸楽左京九條二坊之人也。産二生九子一。極窮无レ比。不レ能二生活一。向二穂寺於千手像一。而願二福分一。一年不レ満。大炊天皇之世。天平宝字七年癸卯冬十月十日。不レ慮之外。敢其妹来以皮櫃寄レ姉而往之。脚染二馬屎一。曰。我今来故。是物置也。待之不レ来故。往問レ弟々答。不レ知。爰内心思レ怪。開レ櫃而見。有二銭百貫一。如レ常買二花香油一。擎二往千手前一。而見。其足著二之馬屎一。爾乃疑思。菩薩貶銭歟。過二三年一。聆収二千手院一。修理分之銭。无二百貫一。因皮櫃。知二彼寺之銭一。闔委。是箴観音所レ賜。賛曰。善哉。海使氏長母。朝視二飢子一。流二泣血涙一。夕焼香焼。願二観音徳一。應銭入レ家。滅二貧窮愁一。感レ聖留レ福。流二大富泉一。養レ児飽発衣

審身薨。宅門若為處分。勅。亡者宅門不レ在二建例一。

34　貞観十二年（八七〇）十二月二十五日壬寅条

〈三代実録〉

又三位已上及四位参議家門。聴レ建二大路一。薨卒之後。子孫居住者亦聴レ之。

35　『延喜式』左右京職式大路門屋条

凡大路建二門屋一者。三位已上。及参議聴之。雖二身薨卒一。子孫居住之間亦聴。自餘除レ非二門屋一不レ在二制限一。其城坊垣不レ聴レ開。

36　『延喜式』弾正臺式

凡三位以上。聴レ建二門屋於大路一。四位参議准レ此。其聴レ建之人。雖二身薨卒一。子孫居住之間亦聴。自餘除レ非二門屋一。不レ在二制限一。其坊城垣不レ聴レ開。

馬牛放飼の禁制

37　『延喜式』左右京職式朱雀馬牛条

凡朱雀大路放飼馬牛。繋充二職中雑事一。随二其主来一。即加二決罰一放免。

※貞観四年三月八日官符〈29〉参照。

垣下騎乗の禁制

38　延暦二十二年（八〇三）十一月己卯条〈類聚国史〉

勅。今聞。騎乗之輩。不レ由二道路一。好就二垣下一。其地易レ崩。徒歩有レ妨。量二夫景迹一。良合二懲粛一。然則応レ禁不レ禁。怠在二所由一。自今而後。左右両職。厳加二捉搦一。兼牓二街巷一。勿レ令二更然一。

39　『延喜式』左右京職式垣下条

凡騎馬之輩。不レ得レ輙就二垣下一往還上。

京路祭祀の禁制

40　宝亀十一年（七八〇）十二月十四日勅〈類聚三代格〉

禁断京中街路祭祀事

勅。比来無知百姓搆二合巫覡一妄崇二淫祀一。葺狗之設符書之類。百方作レ怪。塡二溢街路一。託二事求福一。還渉二厭魅一。非二唯不レ畏二朝憲一。誠亦長養二妖妄一。自今以後。宜二厳禁断一。如有二違犯一者。五位已上録レ名奏聞。六位已下所司科決。但有レ患禱祀者宜レ於二京外一秡除上。

宝亀十一年十二月十四日

病人・小児出棄の禁制

41　弘仁四年（八一三）六月一日官符〈類聚三代格〉

太政官符

応レ禁二断京畿百姓出一棄病人一事

右右大臣奏�。念レ舊酬レ労賢哲遺訓。重レ生愛レ命貴賤無レ殊。今天下之人各有二僕隷一。平生之日既役二其身一。病患之時即出二路辺一。無二人看養一。遂致二餓死一。此之為レ幣不レ可二勝言一。伏望。仰二告京畿一早従二停止一。

審有レ理。謹請二官裁一者。右大臣宣。奉レ勅。施レ制之義取二於適レ時。立レ言之規貴二於便レ物。若随レ人殊レ法。政非二平均一。回レ少奪レ多。事渉二苛峻一。宜下當家之人不レ論二貴賤一准二其損品一令上輸二析物一。一年之内不レ得二輸究一。五位已上及主典已上同准二損物一折二留位禄幷季禄一。史生已下雑色之輩随レ状科處。自外依レ請。

斉衡二年九月十九日

坊門の守衛

28 『令義解』宮衛令分街条

凡京路。分レ街立レ鋪。謂。分レ街者。檢レ每レ街也。街。四達之路也。鋪者。捉レ街之舍也。衛府持レ時行夜。夜皷謂。街皷。暁皷亦同也。其聲絶禁レ行。暁皷聲動聴レ行。若公使。及有二婚嫁喪病一。須下相告赴。求中訪医薬上者。勘問。明知レ有レ實放過。非二此色人一犯レ夜者。衛府當日決放。謂。依二上條一。行夜諸衛。各詣二本府一。通二平安一。是為二當日一也。応レ贖。及餘犯者。送二所司一。謂。依二獄令一。刑部及京職。是為二所司一也。

29 貞観四年（八六二）三月八日官符 〈類聚三代格〉

太政官符

應下每二坊門一置二兵士十二人一令レ守二朱雀道一幷夜行兵衛巡中検兵士直否上事。

右得二左京職解一偈。朱雀者両京之通道也。左右帯レ垣。人居相隔。東西分レ坊。門衛无レ置。因レ茲昼為二馬牛之闌闥。夜為二盗賊之淵府一。望請。每二坊門一置二兵士十二人一。上下分番互加二掌護一。即便令二夜行之兵衛每夜巡一検兵士之直否一。然則柳樹之條自无二摧折一。行道之人方免二侵奪一者。右大臣宣。依レ請。右京職准レ此。

貞観四年三月八日

30 『延喜式』左右京職式宮城守衛条

凡宮城辺量レ便立鋪。兵士廿人。為レ番守衛。其功食以二傜銭一充。

行夜巡検

31 承和八年（八四一）正月乙酉条 〈続日本後紀〉

左右兵衛府言。撿二旧例一。夜行御馬。本寮飼丁。控二持朱雀門下一。待レ時乗レ騎。巡二撿城中一。而去弘仁年中被レ配二此府一。其後所レ行御馬。随レ死請レ替。請レ替之間。徒経二数日一望請。依二旧例一復二本寮一者。許之。

32 貞観九年（八六七）二月二十七日丁酉条 〈三代実録〉

勅。左右近衛。左右兵衛。分二結四番一。夜行二京内一。賜二左右馬寮未調御馬一而騎焉。

三 京路における禁制

宅門建造の規制

33 天平三年（七三一）九月戊申条 〈続日本紀〉

左右京職言。三位已上宅門。建二於大路一先已聴許。未

レ禄。四位五位録レ名奏聞者。而起請之後。曾無二遵行一。准二之法條一。實是同罪。望請。同亦移レ省貶二奪職吏考禄一者依レ請者。今撿二案内一。京中惣五百八十餘町。橋梁三百七十餘處。雖レ勤二修造一。道橋多レ数。往還不レ絶。不レ能レ無レ損。年中巡撿十有二度。毎レ度貶奪。徒有二俸禄之名一。曾无二代耕之賞一。職吏之患無レ甚二於斯一。望請。停レ奪二考禄一。依レ法贖銅者。所レ請可レ優。何者掃二清當路一。於レ人非レ難。怠而不レ掃。過在二當處一。理須レ重二責其人一。職司為レ政。京国相兼。所レ掌多レ事。周辨難レ堪。而以二道橋之一失一奪二一年之考禄一。賞罰之理。良近二偏頗一。宜二依レ請贖銅一。

（中　略）

以前大納言正三位兼行右近衛大将良峯朝臣安世宣。奉レ勅。宜二依レ件行一レ之。

天長五年十二月十六日

26　『延喜式』左右京職式造橋料条

凡毎年出二挙造レ橋料銭二百貫一。取二其息利一。随レ事充用。官人遷替依レ数付領。

坊城の修営

27　斉衡二年（八五五）九月十九日官符〈類聚三代格〉

太政官符

応レ修二理　坊城非理之損一事

右得二宮内省解一偈。木工寮解偈。撿二案内一。太政官去仁寿二年六月七日下二左右京職一符偈。木工寮解偈。省去三月廿五日符偈。太政官今月廿日符偈。右大臣宣。奉レ勅。停二修理左右坊城使一隷二木工寮一。宜二官物一事。已上受領一者。寮依二符旨一受領既訖。謹案下太政官去天長四年六月廿三日下二左右京職一符上偈中納言兼左近衛大将従三位行民部卿清原真人夏野宣。件坊城依二破損使散位従五位下伴宿祢嗣枝等勘定一。無レ損之處具付二京職一。修理功畢之處職更撿領。付畢之後。理損之物。即勘録移二送使司一。若二非理濫損一。令レ職修レ之者。而職不二遵行一。濫損者多。望請。重復下知依レ舊令レ撿二領之一。謹請二官裁一者。右大臣宣。不レ慎二符旨一。怠在二職吏一。宜下加二下責一。莫レ令二更然一者。謹案二此符一。須下理損之色木工修理。非理之損京職修造上。而今不レ論二理非一。木工総造。政忘二格條一。事乖二公平一。望請。破損之物先論二理非一。勘定之後依レ格分造。又官史覆勘之日。職吏一人必令二追従一。修理畢物即令二勘知一。其後破損論如二前格一。凡厥坊城上凡有レ内有レ外。令二非理之損総委二京職一。恐一司之力難レ堪二修造一。復請外則准二據先格一。令二京職修一。内則施二行新制一。令二當家造一。當家之人若不二遵行一。五位已上奪二當年位禄一。主典已上奪二一年季禄一。史生已下雑色之輩。准二其破品一。令レ輸二新物一。然則坊城全固永不二破損一。造作総繁半従二減省一者。覆

之者。職司一切築塞莫レ令二更通一。即依二弘仁十年十一月五日格一科責。其朱雀辺溝非二當家修作之限一。

斉衡二年九月十九日

溝渠の掘削

19　『延喜式』左右京職式宮城朱雀等掃除条

凡宮城辺朱雀路溝。皆令二雇夫掃除一。又左京者。大学。神泉苑。鴻臚東舘。右京者。穀倉院。鴻臚西舘。客徒入朝之時。均二分客舘之内一。左右京共掃除。並夫一人日充二米二升一。其功銭依二當時法一行之。

街路樹の手入れ

20　『延喜式』左右京職式道路樹条

凡道路辺樹。當司當家栽之。

21　『延喜式』左右京職式雇使員数条

書生卅四人十一人長上。廿三人雇。限レ勘二造計帳一月上。

坊長卅五人條別四人。但二二條各三人。北辺坊二人。

兵士卅人

守正倉六人

守客館二人只置二右京一。左京不レ須。

守朱雀樹四人

掃清丁卅六人條別四人。但二二條各三人。北辺坊二人。

市司執鑰二人

右依二前件一雇使。功食以二傜銭一充。其食人日米一升二合。塩一勺。但兵士日米二升。塩一勺。功銭並依二當時法一行之。但掃清丁功銭不レ行。

京路の柳樹

22　『万葉集』巻十九（四一四二）

（天平勝宝二年〈七五〇〉三月）二日、柳黛を攀ぢて京師を思ふ歌一首

春の日に張れる柳を取り持ちて見れば京の大路念ほゆ

（大伴家持作歌）

23　承和三年（八三六）七月戊子条　〈続日本後紀〉

雷雨殊切。人皆讋伏。至二于夜分一。震二朱雀柳樹一。

※貞観四年三月八日官符〈29〉参照。

橋の修営

24　『令義解』営膳令京内大橋条

凡京内大橋。及宮城門前橋謂。十二門前溝橋也。者。並木工寮修営。自餘役二京内人夫一。謂。以二雑一傜一作。

25　天長五年（八二八）十二月十六日官符〈類聚三代格〉

太政官符

応レ停レ貶二奪職吏考禄一依レ法贖銅一事

右得二左京職解一偈。太政官去天長四年九月廿一日符偈。弾正臺解偈。太政官去弘仁十年十一月四日符偈。職解偈。不レ掃二清當路一諸司諸家。并内外主典已上貶レ考奪

撿京條。若三度之内猶不遵勤。職直移式兵二省。貶考奪禄。自餘皆依前格行之。又承前之例。弾正毎月巡撿京中。今毎月三旬。職応巡督。臺職之巡事似繁促。仍須令弾正季別一巡察。謹請官裁者。右大臣宣。奉勅。職移二省。貶奪考禄并毎旬一度巡撿並依請。但科責諸司准弾正巡撿宮中諸司之法。右京職亦准此。又弾正者糺弾之官。威厳之職。若待季巡撿。人情懈怠。宜隔月一度必令巡督。

貞観七年十一月四日

15　『延喜式』左右京職式京路掃除条

凡京路皆令當家毎月掃除。其弾正巡撿之日。官人一人。史生一人。将坊令坊長兵士等。祗承。四月八日。七月十五日。巡察東西寺准此。

16　『延喜式』弾正臺式

凡京中弼以下毎月巡察。勘弾非違。東西市并諸寺非違。及客館路橋破穢之類。

17　『延喜式』弾正臺式

凡臺巡行京裏。厳加決罰。令掃清。在宮外諸司并諸家掃除當路。又置樋通水。勿露汚穢。又條令。坊長等。依例毎旬巡撿催掃。若不従此制諸家司并内外主典以上。移式部兵部。貶考奪禄。四位五位録名奏聞。無品親王家及所所院家。以其別當官准諸家司。亦移省貶奪。其雑色番上以下。不論蔭贖決笞。

※京路清掃については天長五年十二月十六日、同九年十一月二十九日、貞観七年十一月四日、同九年十一月二十九日官符〈類聚三代格〉、『延喜式』左右京職式雇使員等条〈19〉なども参照。

溝渠の掘削

18　斉衡二年（八五五）九月十九日官符〈類聚三代格〉太政官符

応令當處堀作溝渠事

右被右大臣宣偁。奉勅。京城之固。溝渠為本。来往之便。橋梁資茲。故能勤加通道。令无壅塞。頃年水潦頻至。溝流失路。縁渠之家屢被浸害。行道之人常苦泥塗。京中之煩莫大於斯。宜鄭重下知早令修作。仍須仰當司當家務令堀作。其廣者依遵舊制。勿為闊狭。其深者決通流水。令得激疾。其大路堤堀多功者。職家勠力相共補作。當處无人者。職司専為修作。勿致物累。又穿垣引水壅流浸途者。去弘仁六年二月九日立格既畢。而近渠之家。大穿水門。好絶溝流。垣基因茲頽毀。道上為之湿悪。公私之煩莫不縁此。如此之類重加禁止。但无害公私者聴置樋引水。不得因茲流出汗穢湿損道路。若有違犯

通レ水。如有レ符後卅日不レ従二制旨一。諸家司幷内外主典已上貶レ考奪レ禄。四位五位事業及雑色番上已下。不レ論二蔭贖一。当處馬上而決二笞五十一者。今有二壅浸之禁一无二清掃之制一。仍須下自今以後。如レ此之類。諸家司幷内外主典已上。移二式部兵部一。一同二前符一貶レ考奪レ禄。四位五位録レ名奏聞。无品親王家及所々院家。以二其別當官一准二諸家司一亦移レ省貶奪。其雑色番上以下。不レ論二蔭贖一決笞一同中前符上。又六位以下官人馬上勘二当之一者。依レ請。

弘仁十年十一月五日

14　貞観七年（八六五）十一月四日官符〈類聚三代格〉

太政官符

応下不レ清二掃道路溝洫一幷壅レ水浸レ途之責両職直移二式兵二省一貶二奪考禄一亦弾正臺隔月巡中検京中上事。

右得二左京職解一偁。謹案二弘仁十年十一月五日格一偁。太政官弘仁六年二月九日下二両職一符偁。右大臣宣。奉レ勅。如レ聞。頃者京中諸司諸家。或穿レ垣引レ水。或壅レ水浸レ途。宜下仰二所司一咸俾中修営上。不レ責レ引二流水於家内一。唯禁レ露二汚穢於墻外一。仍須二毎レ竇置レ樋通レ水。如有二符後卅日不レ従二制旨一。諸司諸家幷内外主典已上貶レ考奪レ禄。四位五位事業及雑色番上已下。下レ論二蔭贖一決二笞五十一者。今有二壅浸之禁一无二清掃之制一。仍須下自今以後。如レ此之類。諸司諸家幷内外主典已上移二式部兵部一一同二前符一貶レ考奪レ禄。四位五位録レ名奏聞。无品親王家及所々院家。以二其別當准二諸司諸家司一亦移レ省貶奪。其雑色番上以下不レ論二蔭贖一決笞一同中前符上。又云。職家巡検之日。馬上勘二当六位以下官人一。又天長九年十一月廿八日格偁。夫不二掃清一怠須レ責二過状一。然後移二両省一令三貶二奪之一。如レ聞。為レ令レ進二過状一職遣レ使喚レ之。而或罵レ使不レ応。或偁レ故不レ参。有勢之家尤是難レ制。徒設二科條一曽无二遵行一。今須下諸司諸家及内外主典已上弾正巡検之日。有レ不二掃清一。臺職共録レ之。至二于三度一猶不レ勤。不三煩責二過状一。臺直移二両省一令上貶二奪之一。然則職絶二追召之煩一。人无二怠慢之情一。諸院諸家以二其別當官一准二諸家司一亦同レ之。自餘依二先符一者。右大臣宣。奉レ勅。依レ請。須下依二件格一巡中督京内上。而既往職吏忽二格旨一。曽无二巡検一。弾正巡検之日。前駆祢承還被二勘當一。恒處二贖銅一。道路蕪穢。溝洫壅塞。職此之由。但検二案内一。弘仁之格。職移二二省一令レ貶二奪之一。天長之符停二止職移レ臺直移レ省。凡京地之官統二攝京戸一。宮城之外。京條之裏。皆是粛清之部也。職吏巡レ路具録二犯過一。便移二両省一令レ貶二奪之一。職有二威厳一事合二穏便一。望請。自今以後。職吏毎レ旬一度巡二

外従五位下嶋木史真。機巧之思。頗超二群匠一。欲レ備二辺兵一。自製二新弩一。縦令四面可レ射。廻転易レ発。是日大臣以下執政於二朱雀門一。召二集諸衛府一。以二新弩一試二射之一。向レ南而発。唯聞二機発之声一。不レ視二矢去之影一。亦其矢所レ止不レ得二的知一。

雨乞

5　天平十九年（七四七）六月己未条　〈続日本紀〉

於二羅城門一雩。

6　承和六年（八三九）六月乙卯条　〈続日本後紀〉

臨二東西市人於朱雀路中一令レ雩。

羅城門での蕃客の迎接

7　和銅七年（七一四）十二月己卯条　〈続日本紀〉

新羅使入京遣二従六位下布勢朝臣人。正七位上大野朝臣東人一。率二騎兵一百七十一迎二於三崎一。

8　唐大和上東征伝

（天平勝宝六年〈七五四〉二月）四日（鑑真大和上）入京。勅遣二正四位下安宿王一。五日於二羅城門外一。迎拝慰労。引二入東大寺一安置。

9　宝亀十年（七七九）四月庚子条　〈続日本紀〉

唐客入レ京。将軍等率二騎兵二百。蝦夷廿人一。迎二接於京城門外三橋一。

般若心経の読誦

10　貞観七年（八六五）五月十三日癸巳条〈三代実録〉

延二僧四口於神泉苑一。読二般若心経一。又僧六口七条大路衢。分二配朱雀道東西一。朝夕二時読二般若心経一。夜令下二佐比寺僧恵照一。修二疫神祭一以防中災疫上。（下略）

貧人へ賜物

11　貞観十年（八六八）十二月七日丙寅条〈三代実録〉

是日。於二朱雀門前一。召二集京邑貧人一。賜レ物有レ差。

12　貞観十年（八六八）十二月廿二日辛巳条〈三代実録〉

太皇太后請二六十僧於東京宮一。薫一修講レ経。会二京師貧窮者於朱雀大路一。賜レ物各有レ差。后春秋始満二六十一賀以二修善一。

二　京路の維持管理

道路の清掃

13　弘仁十年（八一九）十一月五日官符〈類聚三代格〉

太政官符

　　應レ令下在二宮外一諸司諸家掃中清当路上事

右太政官弘仁六年二月九日下レ両職符偁。右大臣宣。奉レ勅如レ聞。頃者京中諸司諸家。或穿レ垣引レ水。或壅レ水浸レ途。宜下仰二所司一咸俾中修営上。不レ責レ引二流水於家内一。唯禁レ露二汙穢於墻外一。仍須二毎レ竇置レ樋

付編2　朱雀大路史料集成

例　言

1　朱雀大路と関連する朱雀門・羅城門に関する史料、さらに京路一般に開する諸法令を集成した。

2　平城京に限らず、平安京に関する史料も収載した。

3　史料は内容によって大きく四つに分類し、各類の中でも内容的に関連するものを類聚した。五には参考として、京以外の朱雀路の史料を掲げた。

一　朱雀大路の利用

元日の大儀

1　和銅三年（七一〇）正月壬子朔条　〈続日本記〉

天皇御二大極殿一受レ朝。集人蝦夷等亦在レ列。左将軍正五位上大伴宿称旅人。副将軍従五位下穂積朝臣老。右将軍正五位下佐伯宿称石湯。副将軍従五位下小野朝臣馬養等。於二皇城門外朱雀路東西一。分頭陳二列騎兵一。引二隼人蝦夷等一而進。

2　霊亀元年（七一五）正月甲申朔条　〈続日本紀〉

天皇御二大極殿一受レ朝。皇太子始加二礼服一拝レ朝。陸奥出羽蝦夷。幷南嶋奄美。夜久。度感。信覚。球美等来朝。各貢二方物一。其儀朱雀門左右陳二列皷吹騎兵一。元会之日。用二鉦皷一自レ是始矣。

朱雀門前の歌垣

3　天平六年（七三四）二月癸巳朔条　〈続日本紀〉

天皇御二朱雀門一覧二歌垣一。男女二百卌余人。五品已上有二風流一者。皆交二雑其中一。正四位下長田王。従四位下栗栖王。門部王。従五位下野中王等為レ頭。以二本末一唱和。為二難波曲倭部曲浅茅原曲広瀬曲八裳刺曲之音一。令二都中士女縦観一極レ歓而罷。賜ㇾ奉二歌垣一男女等禄ㇾ有レ差。

新弩の試射

4　承知二年（八三五）九月乙卯条　〈続日本後紀〉

平城京朱雀大路発掘調査報告 —昭和57年度—

昭和58年3月25日　印刷
昭和58年3月31日　発行

発行　奈良国立文化財研究所
奈良市二条町2丁目9番1号
TEL（0742）34－3931（代）
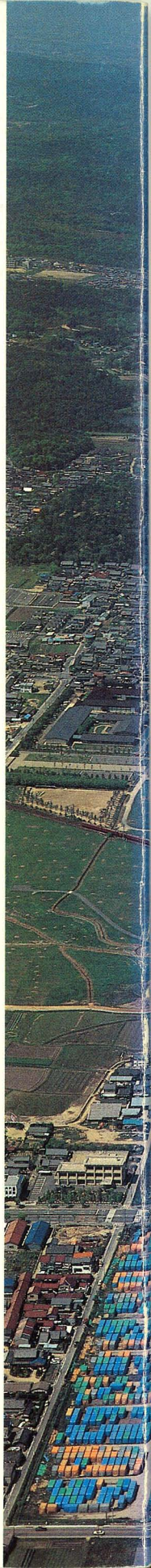
印刷　共同精版印刷株式会社
奈良市三条大路2丁目2番6号